

静 岡 県 議 会
富士山保全・適正活用推進特別委員会
報 告 書

令和8年2月17日

目 次

1	調査の概要	3
2	委員会の運営方針	3
3	調査の観点	3
4	本県における取組状況	4
5	現地調査	18
6	参考人の意見	35
7	提言	51
【資料編】		
・	委員会の活動状況 別表1	58
・	委員名簿 別表2	60

1 調査の概要

当委員会は、「富士山の保全・活用とオーバーツーリズム対策に関する事項」を付託調査事項として令和7年5月19日に設置されて以来、別表1「委員会の活動状況」に記載のとおり、6回にわたり委員会を開催してきた。

委員会では、現在執行部が行っている関係施策等について調査を行ったほか、本県や山梨県において、富士山の各登山道入り口の五合目や世界遺産構成資産の状況、関係自治体の施策などについて調査を行った。

また、各登山道の山小屋経営や登山者の医療救護、オーバーツーリズム対策の研究などに取り組む関係者を参考人として委員会に招致し、富士山の保全・活用、オーバーツーリズム対策に関する現状や課題などを聴取した。

2 委員会の運営方針

第1回委員会において、次の2点を運営の方針として設定した。

- ・ 執行機関に対する調査に偏ることなく、委員間討議や参考人の意見聴取、先進事例の現地調査等を積極的に実施する。
- ・ 調査結果は、委員会の提言等として報告書にまとめ速やかに議長に提出する。また、直近の本会議で報告書を議場配付し、委員長報告を行う。

3 調査の観点

富士山が世界文化遺産に登録されてから11年が経過し、富士山への関心が高まる中、弾丸登山や軽装登山、閉山期間中の登山等のルール・マナー違反及びこれらによる事故の増加、自然災害発生時の安全対策が大きな課題となっている。

富士山の文化的・普遍的な価値の保全を図りつつ、観光や地域活性化に向けた活用を図るためには、これらの課題解決に向けた実効性のある取組を推進していく必要がある。

このような状況を踏まえ、富士山の保全・活用とオーバーツーリズム対策に関する提言を行う。

なお、調査に当たっては、以下の点に着目した。

- ・ 観光客や登山者のオーバーツーリズム対策
- ・ 弾丸登山や軽装登山、閉山期間中の登山による事故への対策
- ・ 環境保全に対する取組及び自然災害発生時の安全対策
- ・ 富士山の世界文化遺産としての文化的・普遍的な価値の普及啓発とその価値を踏まえた活用策

4 本県における取組状況

当委員会では、執行部から事業の取組状況等の説明を受けるとともに、質疑を行った。委員会において、執行部から説明のあった本県の取組のうち主なものを掲げる。

〔令和7年7月30日時点〕

(1) スポーツ・文化観光部

<富士山世界遺産課>

(富士山の保全管理、適正利用に係る組織体制)

- ・ 富士山世界文化遺産協議会は、富士山包括的保存管理計画の策定に伴い、平成24年に設置された。静岡・山梨両県知事、関係市町村長、国関係機関の長などで構成され、構成資産及び周辺環境の現状把握、資産の保存及び整備活用に関する事等について協議する。また、関係する各専門分野の学識経験者等で構成する富士山世界文化遺産学術委員会が学術的・専門的な観点から富士山世界文化遺産協議会に対し助言を行う体制となっている。
- ・ 富士山における適正利用推進協議会は、国の関係機関、静岡・山梨両県、関係市町村、団体等で構成され、環境省、山梨県及び静岡県が事務局を担い、富士山における安全かつ快適な利用の推進及び自然環境等の普及啓発等に取り組んでいる。適正利用推進協議会が運営する富士山オフィシャルサイトでは、富士登山全体に関する情報発信を行っている。

(富士登山におけるオーバーツーリズムの課題)

- ・ 令和5年10月、観光立国推進閣僚会議において、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」が決定され、富士山での対策の必要性について取り上げられた。その動きを受け、富士山における適正利用推進協議会において、令和6年3月に富士登山オーバーツーリズム対策パッケージを策定し、各関係機関が連携して課題解決に向けた取組を進めている。
- ・ 富士登山オーバーツーリズム対策パッケージでは、具体的な課題として、①混雑の偏りによる利用者満足度の低下、②危険にもなり得る登山を行うことによる周囲への迷惑、③ルール・マナー違反による周囲への迷惑、と明記し、令和11年のシーズンを目標に課題解決に取り組んでいる。

(富士登山の状況等)

- ・ 富士登山者数は毎年、環境省関東地方環境事務所が4つの登山道の八合目で赤外線カウンターにより計測している。
- ・ 山梨県の吉田ルートを含んだ全体の登山者数は、世界文化遺産に登録された平成25年度とその前年に30万人を超えたが、令和6年度は約20万人となっている。

(静岡県側における富士登山安全対策の取組)

- 富士登山を計画する段階から、登山の安全等に関する事前学習を促すため、富士登山事前登録システム「静岡県FUJI NAVI」アプリを利用し、事前登録を行うことを推奨している。
- 現地に向かう道中においては、JR新富士駅観光案内所やJR御殿場駅観光案内所、バスやタクシー車内にて登山規制の内容等について周知をお願いしている。
- 登山道の入り口となる各五合目では、富士山ナビゲーター、入山受付確認スタッフがおり、登山に関する案内や軽装登山者等への注意喚起等を行っている。
- 登山中の救護体制については、富士宮口八合目に県が設置し、富士宮市が運営する富士山衛生センターがあり、須走口五合目には、今年から小山町が設置、運営する救護所で登山者の救護を行っている。県では市町に対してそれぞれの運営費に係る補助を行っている。また、各山小屋のAED設置にかかる費用補助も行っている。
- 富士宮口登山道の山頂付近において、御来光時の混雑箇所での登山者の誘導案内やマナー啓発等を行うため、週末やお盆を中心に安全誘導員を配置している。

(富士山の登山規制)

- 世界遺産である富士山の価値を守るとともに、安全で快適な富士登山の実現を図るため、今年の開山期から条例に基づく登山規制を実施している。
- 静岡県富士登山条例の制定及び静岡県手数料条例の改正を行い、開山期間において登山者が各登山道の五合目に設定する基準点を通して山頂方面に入山する際に、富士山の保全、安全登山に係るルール・マナーの事前学習を修了すること、午後2時から翌午前3時までの間の入山は山小屋の宿泊を必要とすること、1人1回につき4,000円の入山料を納付することの条件を付している。
- 入山手続には、富士登山事前登録システム「静岡県FUJI NAVI」の利用を推奨しているが、現地においても事前学習及び入山料支払い等の手続ができる体制としている。手続を完了した登山者にはリストバンドを配布し、入山の際に係員が確認している。
- 本県側の各登山口には入山手続が行える常設施設がないことから、受付小屋や哨舎を設置するとともに、現地に24時間係員を配置し、入山手続の確認作業や受付に対応している。
- 「静岡県FUJI NAVI」はスマートフォンから事前登録等を行うシステムで、登山者情報の登録、世界遺産富士山の価値や安全登山に必要な知識等に関する事前学習、入山料の事前決済等、入山に必要な手続を行う機能と

ともに、気象情報等のプッシュ配信、GPS機能を利用した位置情報の確認等、安全対策に資する機能を備えている。

- ・ 7月29日時点の「静岡県FUJI NAVI」アプリの登録者数は約4万4,000人、アプリのダウンロード数は約5万件となっている。

(富士宮口五合目新来訪者施設の整備)

- ・ 本県側の3つの登山道のうち最も多くの登山者が訪れる富士宮口五合目において、令和3年3月に唯一の来訪者施設であったレストハウスが火災で焼失したため、現在、県では、来訪者の安全確保等の拠点となる来訪者施設の整備に向けた検討を進めている。
- ・ 当初、レストハウスの跡地とは異なる場所に整備する方針で検討を進めていたが、標高2,400メートルで電気、水道もなく、冬季は工事できないなど現地の厳しい施工条件から、工期や事業費の見通しが立たず、建設候補地を旧レストハウス跡地に変更して現在基本計画の見直し等を進めている。今後、コンストラクション・マネジメント業務を通じ、基本計画の見直し、設計業務の発注に向けた要求水準書の作成等を進めていく。

(静岡県富士山世界遺産センター)

- ・ 静岡県富士山世界遺産センターは、富士山に係る包括的保存管理の拠点であるとともに、富士山の自然、歴史、文化、周辺観光等の情報提供の拠点であり、世界遺産富士山を守る、伝える、交わる、極めるの4つの基本コンセプトの下、事業を展開している。
- ・ 常設展、企画展の開催をはじめ、世界遺産セミナーや巡礼の調査、世界遺産ガイドの育成等に取り組んでいる。
- ・ 開館直後の平成30年度には45万人の来館者が訪れたが、令和2年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により約7万4,000人まで落ち込んだ。令和6年度は約18万人まで回復している。

<観光政策課>

(富士山ナビゲーター設置事業)

- ・ 富士山では、準備不足や無理なスケジュールでの登山による事故、道迷い等が後を絶たないことから、夏山期間中、富士宮口、御殿場口、須走口の各五合目に各市町と連携して富士山ナビゲーターを配置している。
- ・ 富士宮口五合目では、7月10日から9月10日までの6時20分から19時10分まで2名体制でナビゲーターを配置しており、令和6年度の対応実績は11,753件、うち外国人対応は4,447件であった。御殿場口新五合目についても7月10日から9月10日までの8時30分から17時30分まで3人のナビゲーターを配置しており、令和6年度の実績は2,030件、うち外国人対応は1,314件であった。須走口五合目については、7月1日から9月11日

までの8時から21時の間2人体制で対応に当たっており、令和6年度の実績は19,206件、うち外国人対応は12,365件であった。

- ・ 主な対応内容は、①安全で快適な登山の指導として、遭難防止のため軽装者への注意喚起、天候や山頂の気温などについての問合せ対応、②下山道間違いの方への対応として、帰り方の案内、タクシーの手配など、③登山者の利便性向上のため、周辺の温泉への行き方や駅までのバスの案内、トイレやバス乗り場の場所への案内などに対応した。

＜観光政策課＞

（富士山周遊観光）

- ・ 富士山の文化的・普遍的な価値の普及啓発とその価値を踏まえた利活用促進のため、モデルコースの周知、PRや世界遺産構成資産などを巡る商品造成等を行っている。
- ・ 県内の構成資産への来訪者は、令和元年以降コロナ禍により一旦減少したものの、コロナ禍以降は増加傾向にある。
- ・ 高付加価値旅行者向けの観光資源の発掘・改善、観光ガイドの育成、滞在型旅行商品の造成、販売などに加え、富士山麓の魅力の発信や富士山の裾野一周を巡るサイクリングルート「フジイチ」の環境整備、魅力向上に取り組んでいる。

（2）くらし・環境部

＜環境局 自然保護課 富士山・南アルプス保全室＞

（富士山の環境保全）

- ・ 県民、企業、NPOなどと行政が協働し、総合的かつ長期的視野に立った富士山の環境保全対策を、①環境負荷の軽減、②富士山環境保全意識の高揚、③生物多様性の確保の三本柱で推進している。
- ・ 富士山のごみ持ち帰りマナー向上キャンペーンは、登山者にごみの持ち帰りを啓発するため、平成30年からイラストや複数言語でごみを持ち帰ることをデザインしたごみ袋を手渡し、ごみ持ち帰りマナーの向上を図っている。その後、ごみの持ち帰りは登山者に浸透してきたが、令和3年にコロナによる登山中止が明けて以降、再度ごみが見られるようになった。令和7年度は現地での啓発活動として、県内3登山口、水ヶ塚駐車場、JR御殿場駅シャトルバス乗り場でごみ持ち帰りの声かけ、ごみ袋の配布を行っている。また、登山準備段階からの啓発活動として、旅行会社、宿泊施設、レジャー施設等にごみ持ち帰りに関するチラシの配架やポスターの掲示、ツアー参加者への呼びかけを依頼している。
- ・ 富士山のごみ減量大作戦では、市街地から登山道に至るまでの富士山麓周辺

道路沿いにおいて、環境保全意識の低い来訪者により道路脇の山林や駐車場などにごみが投げ捨てられ景観を損ねているため、平成18年度から参加者を公募し、山麓周辺道路沿いにおいてごみ拾いを行っている。当初は年に2回開催していたが、毎回多くの方の参加希望があることから、平成26年度から年3回開催している。主催は、県に加えて地元の市、企業、ふじさんネットワーク、そして静岡第一テレビ24時間テレビチャリティー委員会である。

- 富士山一斉清掃は、富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、小山町と観光協会、バス・タクシー協会などで構成する「富士山をいつまでも美しくする会」が実施している。同会では年1回の富士山一斉清掃のほか、清掃員を雇用して7月10日から9月10日まで3登山口周辺から山頂までの登山道の清掃を行っている。県は、富士山一斉清掃に参加するとともに、同会に補助金を支出している。
- ふじさんネットワークは、富士山憲章の周知及び定着を図るとともに、富士山の環境保全活動を全国的な広がりをもって展開していくため、会員が自主的に連携して活動することにより、富士山を世界に誇れる山として保全し、その恵みの後世への継承に寄与することを目的として、平成11年に発足した。会員は令和7年3月末で571の団体・個人である。活動を広報するための情報誌、メールマガジンの発行、ホームページの作成をしている。また、富士山エコレンジャーとして登録した方がごみの持ち帰り、登山道を外れて歩かないなどの来訪者のマナー啓発、来訪者への動植物、地形等の情報提供、動植物の保護とその情報収集などを行っている。そのほかに自然観察会や勉強会を開催している。
- 6か国語マナーガイドブックは、国内外の登山者に向けて環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報を提供するため、電子版マナーガイドブック「富士山へ登る人のために」を作成し、ホームページ上で公開している。また、富士山の自然環境と恵みを育むメカニズムの解説や、自然との触れ合い方法やマナーなどを紹介する電子書籍「富士山の自然と恵み」を公開している。
- 外来植物防除マット・ブラシは、登山者の靴などについて外来植物等の種子が富士山に持ち込まれることを防止するため、平成28年度から設置している。令和7年度も開山に合わせて富士宮口五合目登山道入り口、バス降車場付近、須走口五合目登山道入り口、御殿場口新五合目登山道入り口の合計4か所に設置した。
- ボランティアとの協働による外来植物除去活動は、外来植物の駆除や生息範囲の拡大を防止するため、平成26年度から登山口駐車場などで実施している。「富士山外来植物撲滅大作戦」と名づけて、公募した参加者に外来植物に関する講習を行った後、外来植物の除去を行っている。
- 山麓から五合目付近における外来植物等調査では、外来植物の種子が車両等

に付着して拡大しやすい五合目以下の外来植物の状況を調査している。平成26年度からこれまでに特定外来生物が1種、生態系被害防止外来種リスト掲載種が29種確認されている。

- 五合目以上の植生調査モニタリングは、五合目以上の植生遷移のプロセスを解明し、有効な植生保全対策を構築するため、植生の変化を継続的にモニタリングしている。
- 根原県有地における希少植物の保全及び景観の維持としては、根原県有地を含む朝霧地域の草原は富士山麓を代表する景観であるとともに、草原特有の貴重な植生を有している。草原性植生は人為的な管理を行わないと失われてしまうため、ボランティアの協働による草刈り、植物の観察会や委託による草刈り、灌木伐採を実施している。
- 火山荒原での植生復元活動への支援は、スコリアの火山性荒廃地の緑化と現地に生息する貴重な植物等への関心を高めることを目的として、平成5年度からボランティア、企業及び行政のパートナーシップにより行う自生種の柳類の植栽活動を支援している。具体的には、植樹に関する技術指導、中学生の送迎バス借上げによる支援を行っている。

(3) 交通基盤部

<道路局 道路企画課>

(富士山マイカー規制)

- 富士山五合目の富士宮口と須走口において、駐車待ちによる車の渋滞が著しいことを踏まえ、渋滞解消による安全で快適な道路交通の確保と富士山の環境保全を目的として、富士宮口においては平成6年度から、須走口においては平成19年度からマイカー規制を実施している。
- 自家用車で来訪した登山者は自家用車を乗換駐車場に駐車し、有料のシャトルバス、タクシーにより五合目の登山口まで向かう。
- 富士宮口、須走口ともに7月10日から9月10日までの63日間、全日マイカー規制を実施している。営業用のバスやタクシー、身体障害者等の関係車両については規制の対象外となっている。
- 県では、富士山スカイライン適正利用推進協議会の構成員である関係市町等と連携しながら、交通整理人の配置や案内看板の設置、広報活動を行うなど、マイカー規制の運営を行っている。
- マイカー規制の実施により、規制期間中には渋滞は発生していない。令和6年度の富士宮口の乗換駐車場、水ヶ塚駐車場の利用台数を見ると、五合目駐車場の駐車可能台数は約300台であるが、それを超過している日が20日程度あったので、規制を実施しなかった場合には相当の混雑が発生していたものと想定される。

＜道路局 道路保全課＞

（富士山登山道の管理）

- 富士山には山頂に通じる登山道が富士宮ルート、御殿場ルート、須走ルート、吉田ルートとあり、このうち本県では富士宮ルート、御殿場ルート、須走ルートの3ルートを道路法による県道として管理している。
- 夏期以外においては、厳しい気象条件の中で一般の登山者が自由に安全に通行できるような登山道の維持管理が困難なことから通行禁止としている。
- 県で管理する3つのルートでは、登山の起点となる五合目登山口の標高がそれぞれ異なり、御殿場ルートが最も低く、富士宮ルートが最も高くなっている。五合目から山頂までの距離も富士宮ルートが最も短く、御殿場ルートが最も長くなっている。
- 県で管理する3つのルートでは、五合目から山頂までは例年7月10日に開通させ、9月10日に閉鎖している。二合目から五合目までは例年ゴールデンウィーク前、令和7年は4月25日に開通し、11月下旬に閉鎖する予定である。なお、須走ルートの本八合目から山頂までの区間は、本県と山梨県の県境が定まっていないことから、山梨県側でも県道富士上吉田線として認定し、両県で道路の維持管理に関する覚書を締結し共同で管理を行っている。
- 五合目から山頂までの登山道の開通は、残雪量、登山道の整備状況、山小屋の開設時期等を確認し、登山者の安全確保が可能となった段階で決定している。
- 登山道の開通期間中は、県職員や委託業者による登山道パトロールを実施し、登山道の維持及び登山者の安全確保を図っている。
- 登山道の冬期閉鎖は、低温、降雪、凍結等、富士山の気象条件が厳しくなる9月上旬に行っている。
- 登山道の冬期閉鎖の対応について、現地においては、登山道入り口に通行禁止を示す案内看板を設置するとともに、侵入防止柵を設置して閉鎖している。また、冬期閉鎖期間中の富士山での救助要請が相次いだことから、冬期閉鎖を徹底するため、今季の閉鎖期からは案内看板の記載内容をより抑止力のあるものに変更するほか、登山道入り口の侵入防止柵を厳重なものへと改良するなどの検討を進めていく。
- 二合目から五合目までの区間は、一般的な道路と同様のアスファルト舗装による区間となるが、降雪凍結等で通行が危険になることから、例年11月下旬に冬期閉鎖を行い、翌年ゴールデンウィーク前までに除雪作業を完了して交通を開放している。なお、規制解除直後は、夜間において路面が凍結するおそれがあるので、状況に応じ夜間通行止めにする場合がある。
- 富士山には登山道のほか下山道やブルドーザー道があり、それぞれ道路管理者とは別の主体により維持管理が行われている。

(4) 危機管理部

<消防保安課>

(山岳遭難者救助)

- ・ 南海トラフ地震等大規模災害の対処や山岳遭難等における救助・救急活動、林野火災の消火、災害時の情報収集等に対応するため、県内の消防本部から派遣された消防職員9名と県職員で構成される静岡県消防防災航空隊を組織し、民間企業である静岡エアコミュタ株式会社に消防防災ヘリコプターの運航を委託している。
- ・ 県内消防本部等の要請に基づき緊急事案に対応している。主な活動内容は、山岳遭難救助、救急救命、水難救助などとなっている。
- ・ 令和6年の緊急運航件数は45件、うち山岳遭難救助は15件で3分の1を占めている。5年間の合計でも260件のうち76件、約3割が山岳遭難救助となっている。
- ・ 山岳遭難救助のうち富士登山に関する事案は、5年間の合計で山岳遭難救助76件のうち23件、約3割が富士山で発生し、そのうち開山期が15件で約65%、閉山期が8件で約35%となっている。
- ・ 富士山での救助活動においては、天候の急変などによりヘリコプターでの活動が急遽できなくなることもあることから、地上の消防部隊等と連携しながら活動を行っている。
- ・ ヘリコプターには定期的な法定点検が厳しく義務づけられている。耐空検査や点検、整備などによる運休のほか、他都道府県への応援や複数事案の同時発生などに備え、防災ヘリコプターを保有する県内外の自治体と相互応援協定を締結し、相互連携により県内の消防航空体制を維持している。何らかの理由により県消防防災ヘリコプターが対応できないときに富士山で山岳遭難救助事案が発生した場合、相互応援協定に基づき、県内外の自治体に応援を要請することも想定される。

(5) 警察本部

<地域部 地域課>

(富士山における山岳遭難)

- ・ 山岳遭難の発生件数は、コロナ禍を経て登山者数の増加と比例しており、今後、インバウンドの増加による遭難件数の増加が懸念される。
- ・ 開山期以外は遭難者全体に占める死者及び負傷者の割合が高くなっている。気温の低下や強風、積雪といった大変厳しい自然環境である上、山小屋が営業していないなどの要因が挙げられ、開山期以外の登山の危険性の発信による登山の自粛広報が重要と考える。
- ・ 令和6年中の富士山における山岳遭難発生状況は、発生件数、遭難者数とも

に前年より減少しているが、死亡・負傷者の数は増加している。

- ・ 遭難の態様別では、転倒及び病気が全体の7割を占めているが、このほか道迷いや悪天候などで救助要請する者も一定数見られる。
- ・ これらの対策として県警察では、気象予報の確認、地図アプリやライトの活用、下山の早期判断など、遭難しないための方法についてSNS等による積極的な広報を行っている。
- ・ 居住地別で見ると、遭難者のうち訪日外国人の割合は2割であり、今後インバウンドの影響を大きく受けることを考慮すると、さらなる訪日外国人の安全対策が求められる。訪日外国人遭難者の国籍による隔たりは見られなかった。
- ・ 救助方法について、一般的にはヘリコプターによる救助を思い浮かべるかもしれないが、人力搬送による救助が圧倒的に多く、全体の75%を占めている。
- ・ 具体的な人力搬送の種類としては、大きく分けて4種類ある。①同行下山は、相談者に大きなけががなく、自力歩行が可能な場合に誘導しながら救助する方法である。天候や遭難の状況によっては救助に時間を要する場合がある。②肩貸し下山は、軽度な負傷等で歩行の補助をすれば下山が可能な場合の救助方法である。同行下山に比べ、救助隊員の体力と時間を要する方法である。③背負い搬送は、足の負傷や意識レベルが低く、自力歩行が不可能な場合に用いる方法である。緊急で移動が必要な場合は救助隊員が遭難者を背負い、少人数で交代しながら搬送するため、救助隊員の負担は極めて大きく、かなりの時間を要する。ヘリコプターやブルドーザーが出動できないときには五合目まで背負いで下山することもある。④ストレッチャー搬送は、自力歩行が不可能な遭難者をストレッチャーと呼ばれる担架で搬送する方法で、10人程度の隊員が必要となり、背負い搬送よりも隊員1人当たりの体力的な負担は軽減されるが、多くの隊員が必要となるため、他の救助要請を受けた際の影響が懸念される。
- ・ 警察本部山岳遭難救助隊は、昭和47年3月に御殿場口において発生した死者24人を出す大規模遭難を機に同年11月に発足したものであり、現在は県下で28人の隊員がいる。警察本部には地域課に山岳遭難救助隊長を、警備課航空隊にヘリコプターによるホイスト救助を担当する職員を配置している。警察署には富士山を管轄する御殿場署、裾野署及び富士宮署、また南アルプスを管轄する静岡中央警察署にそれぞれ隊員を配置している。
- ・ 富士山及び南アルプスにおける遭難救助には、高度な技術が求められる困難な現場が想定されることから、隊員の技術や部隊の練度向上のため、年間を通じて訓練を重ねている。
- ・ 隣接県の山岳救助隊や消防をはじめとした関係機関との合同訓練のほか、体調不良者やけが人の初期治療に関するアウトドアファーストエイドと言わ

れる山の救急法を受講するなど、救助能力の向上にも努めている。

- 富士山における山岳遭難には、本部山岳遭難救助隊が中心となって対応しており、開山期間中、富士宮ルート九合目に本部救助隊員が交代で常駐し、遭難の対応や安全指導等に当たっている。
- 常駐警備以外の隊員にあっても救助要請があれば早期に体制を編成し、陸・空が連携して捜索、救助に当たっている。
- 常駐警備のほかに、開山期間中は富士宮口五合目及び須走口五合目に臨時警備派出所を設置して、署警察官が安全登山の啓発や落とし物への対応などに当たっている。
- 遭難防止の啓発として、県警公式SNSや県警ホームページを活用したタイムリーな情報発信や、外国人に向けた多言語翻訳による広報など、日頃から県や消防、山梨県警察と緊密に連携した防止対策を推進している。
- 山岳遭難に関する課題として、開山期以外や悪天候時などにおける救助隊の出動や捜索・救助活動の判断、若手隊員の確保等、指導者を含めた後継者の育成、訪日外国人に対する県や関係機関との連携した効果的な広報啓発方策などが挙げられる。今後の体制整備や関係機関との連携を一層強化するなど、各種対策を推進していく。
- 山岳遭難では、救助要請を受けても救助に向かえない場合がある。山岳救助隊は様々な方法により技能と練度の向上を図っているが、天候や気象条件により救助活動を行うことができない場合がある。通常、救助要請を受けた際には、通報内容や相談者の状況、時間帯、気象条件等を踏まえて救助方針を定め、体制を構築し、明確な指揮・命令により部隊運用をしているが、隊員の安全確保が取れないと判断された場合は救助命令を出さないことがある。
- 遭難により自身の生命に危険が及ぶ場合のリスクについての周知も行い、十分な体調管理による安全登山について呼びかけていく。

<警備課>

(警察航空機の運用)

- 静岡県警察航空隊は、焼津市にある航空自衛隊静浜基地の南側に隣接して設置され、発足から間もなく47年となる。現在ヘリコプター2機を運用し、毎日運行できる要員を確保しながら、可能な限り点検、整備などによる運休が重ならない体制を確保するよう努めている。
- 航空機、中型機ふじ2号は、イタリアのレオナルド社製AW139型、14人乗りのヘリコプターで、令和5年9月に新しい機体に更新され、静岡県消防防災ヘリコプターと同型機能、高性能な機体である。小型機ふじ3号もイタリアのレオナルド社製A109D型で8人乗りのヘリコプターである。
- 富士山における遭難事案に対する警察ヘリコプターの出動件数は、毎年1桁

程度である。富士山における活動は困難性が高く、気象状況やヘリコプターの性能に左右される。令和5年9月に導入した中型機が高性能であり、夏期の活動は標高約3,500メートルの八合目から九合目付近で救助可能な性能となったので、今後活用できる機会が増えると考えている。

- ・ヘリコプターの性能が向上しても、気象状況などにより活動には限界がある。冬に多い強風流は、突風帯とつむじ帯及び乱気流が発生し、この付近から風下側にヘリコプターが入ると操縦が不能となり、機体破壊に陥る危険があるため飛行してはならない空域となる。活動場所がこの乱気流域にある場合には、ヘリコプターにおける救助活動が困難となる。また、ヘリコプターの性能を決める主な要素はエンジンの性能で、燃料の燃焼には酸素が必要となる。高度3,000メートルでは同じ体積に保有できる酸素量は平地の3分の2となる。夏期の高温時は空気が膨張するため、同じ体積であっても保有できる酸素量は低温時より少なくなる。このようなことから、高度での気象状況、気象条件によりヘリコプターの救助活動が困難となる。
- ・自然環境、性能を踏まえた日頃の安全対策については、出動前に風向き、風速、標高、気温、乱気流の予想、ヘリコプターのコンディションを確認し、現場では実際の風、気温等の確認を行っている。今後も引き続き安全最優先の活動を心がけていく。

<緊急事態対策課>

(富士山噴火発生時の安全対策)

- ・県警察の対策として、富士山ハザードマップの改定等に伴い、具体的な行動マニュアルの整備推進や火山の専門家による警察職員への火山災害教養、噴火を想定した初動対応訓練等を行っている。
- ・発生時の措置としては、気象庁から富士山の状況に関する解説や情報が発表され、富士山噴火の可能性が高まった場合、警察本部及び関係警察署において情報収集体制を立ち上げ、登山自粛の要請や避難対象エリアの住民に対する避難広報、避難に伴う交通整理などを実施する。

[令和7年10月21日時点]

(1) 危機管理部

<消防保安課>

(富士山における県消防防災ヘリコプターによる救助活動)

- ・富士山の閉山期における遭難救助活動は、危険かつ多額な費用もかかるため、富士山周辺の自治体の首長などから遭難者に対して費用負担を求める声が増えるなど、救助の在り方が問われている。このため、軽装登山や弾丸登山などを抑止する1つの手段として、消防防災ヘリコプターによる救助費用の

有料化の検討を行っている。

- ・ 県消防防災航空隊は、県内消防本部等の要請に基づき、緊急事案に対応している。ヘリコプターには定期的な法定点検が義務づけられており、耐空検査や点検整備などによる運休のほか、他都道府県への応援や複数事案の同時発生などに備え、消防防災ヘリコプターを保有する県内外の自治体と相互応援協定を締結し、相互連携により県内の消防航空体制を維持している。
- ・ 令和6年の県消防防災ヘリコプターの緊急運行の出動件数は45件で、うち山岳遭難救助は15件となっている。富士山での遭難事案は4件であった。県消防防災ヘリコプターの出動件数45件とは別に7件の応援を受けており、うち2件が山岳遭難救助で、そのうち1件が富士山での遭難事案となっており、この1件は山梨県に応援を依頼した。
- ・ 出動件数のうち富士山の開山期と閉山期の内訳は、令和3年は4件全て閉山期であった。5月に3件と9月に1件で、開山期の直前直後であった。令和4年が7件のうち開山期が4件、閉山期が3件。この閉山期3件も6月と10月で開山期の直前直後であった。令和5年は8件全て開山期であった。令和6年の4件のうち開山期が3件で、閉山期が6月に1件であった。

(消防防災ヘリコプターによる救助費用有料化の検討状況)

- ・ ルールを無視した登山等によって発生した遭難事故における全国統一的な救助の仕組みづくりについて、知事による総務省消防庁への要望を実施した。
- ・ 救助費用の有料化について歩調を合わせて検討していくため、山梨県との協議を定期的実施している。
- ・ 静岡市、浜松市の両政令市消防局と打合せを実施し、市長の認識や意向等について意見を伺うとともに、国に対しては、有料化の可否に係る消防組織法第8条などの法的解釈について照会している。総務省消防庁が内閣法制局に確認中とのことであり、現在回答待ちの状況である。

(有料化条例を制定した埼玉県と本県との比較)

- ・ 埼玉県では県防災ヘリコプター3機体制で県内全域を常にカバーできているのに対し、静岡県内では消防防災ヘリコプターは埼玉県と同数の3機ではあるが、県消防防災ヘリコプターと静岡市と浜松市の両政令市消防ヘリコプターがそれぞれの所管区域をカバーしつつ、運休期間については、相互応援協定により補完するという体制である。
- ・ 埼玉県では、保有する機体の性能や装備の関係で、警察ヘリコプターが主に捜索を担い、県防災ヘリコプターが主に救助・搬送に対応するというように、それぞれ役割が分担されている。
- ・ 仮に、埼玉県の条例を本県消防防災ヘリコプターに適用した場合、県消防防災ヘリコプターは有料、政令市および警察ヘリコプターは費用負担なしというアンバランスが発生することが考えられる。このため、法的整理や関係機

関との調整など、現状でクリアすべき課題が多いという認識である。山梨県も同様の認識であるが、ヘリコプターによる救助費用の有料化も含め、無謀な登山をいかにして抑止するかについて山梨県と歩調を合わせて引き続き検討していく。

(2) 警察本部

<地域部 地域課>

(開山期の富士山における山岳遭難の発生状況)

- ・ 令和7年は発生件数、遭難者数ともに昨年に比べ大幅に減少し、死者はいなかった。減少の理由としては、入山規制の導入により、無謀な登山者の抑制が図られたことが大きく影響していると思料される。転倒及び病気が全体の7割を占めているが、疲労で救助要請する者も一定数見られた。これらの対策として、県警察では、小まめな体調管理や早期の下山判断など、遭難しないためのアドバイスをSNS等を活用して積極的に広報した。
- ・ 遭難者の居住地別については、国外居住者を含む県外居住者が全体の9割を占めており、外国籍の遭難者が全体の3割を占めている。外国籍の遭難者のうち訪日外国人は8人で、特に国籍の隔たりが見られなかった。

(警察官の活動状況)

- ・ 遭難者36人のうちブルドーザー使用による搬送が14人、人力による搬送が22人であった。警察ヘリコプターによる救助はなかったが、これは遭難者の健康状態や気象状況などから、ヘリコプターを要請する案件がなかったためである。
- ・ 富士宮口九合目の山小屋を拠点として、本部山岳救助隊員が常駐し、遭難者の救助活動を行ったほか、登山者には安全指導やパトロールを実施した。また、常駐警備以外には、須走口五合目及び富士山口五合目に臨時警備派出所を開設した。

(山岳遭難事故防止活動)

- ・ 国外を含む県外に居住する遭難者の割合が多いことから、スマートフォンで手軽に閲覧することができる公式SNSなどを活用し、多言語での広報啓発活動を行った。
- ・ 県と入山規制導入に伴う情報交換会を開催したほか、「静岡県FUJI NAVI」アプリのお知らせ機能を利用した注意喚起の発信等を行った。また、各自治体消防と情報共有を図り、連携して救助活動に当たったほか、山梨県警察とは担当者会議を開催し、遭難への早期対応のため、情報共有を図った。
- ・ 県と連携し、7言語に対応した「静岡県FUJI NAVI」アプリのお知らせ機能を利用して、県警察からの注意喚起を発信したほか、県と共同で、開山期以外の規制や登山の危険性に関する広報誌を作成し、多言語に翻訳し

た上で、国外に所在する静岡県の駐在員事務所を通じて訪日外国人に注意喚起を図った。

5 現地調査

当委員会では、県内視察先として、本県側の3つの登山口、小山町、御殿場市、富士宮市、世界遺産構成資産である東口本宮富士浅間神社と富士山本宮浅間大社にて現地調査を行った。

また、県外視察先として、富士山の自然環境・環境共生・火山防災に関する研究に取り組む山梨県富士山科学研究所、富士山の顕著な普遍的価値に関する情報発信や保存管理の中心的な役割を担う山梨県立富士山世界遺産センター、山梨県側の登山口である富士スバルライン五合目の3か所で調査を行った。

〔県内視察〕

(1) 東口本宮富士浅間神社 (駿東郡小山町)

- ・ 東口本宮富士浅間神社は、世界文化遺産の構成資産の一つであり、古来より須走口登山道の起点として多くの参拝者を迎えてきた。平成25年に世界文化遺産に登録されて以降、コロナ禍があったが、参拝者数は年々増加していると認識している。
- ・ 富士登山では外国人のマナーが問題となっているが、神社としては現状大きな問題はないと認識している。今後の外国人参拝者の増加は懸念事項であるため、必要な対策はしていきたい。
- ・ 世界文化遺産に登録されたことを契機とした施設の拡張・改築等を行わなかった。富士山は世界文化遺産になったから尊いのではなく、もともと尊い山であり、結果として世界文化遺産になったという認識である。富士山が世界文化遺産になったからお守りするのではなく、お守りしてしかるべき山である。
- ・ 以前はアクセスが難しい場所であったが、新東名高速道路、国道138号バイパスができ、参拝しやすくなった。新東名高速道路の未開通エリアの早期開通、小山PAまでの早期供用に期待している。
- ・ 建物の修繕には神社本庁及び静岡県神社庁の許可申請が必要になるが、世界文化遺産の関係で文化庁など行政の許可申請も必要となり、迅速な対応ができない。
- ・ 須走口九合目の迎久須志之神社は、世界文化遺産の構成資産ではないが当社で管理している。かつては神社兼山小屋であったが、閉鎖されて30年近く経過している。神社としては再建を視野に両県の土木事務所等に相談している。再建できれば八合五勺の山小屋と頂上間にあり、絶好の休憩箇所になる。
- ・ 九合目付近の登山道・岩場の保護柵などが老朽化しており、一部では崩落している。須走口と吉田口が合流した後の場所で利用者も多いため、事故等に

備えた対策をお願いしたい。

- ・ 入山料の徴収や事前学習を行う小屋を毎年設置しているが、相当なランニングコストがかかっていると思う。せつかくインフォメーションセンターが整備されたのだから、活用することを検討したらどうか。また、インフォメーションセンターは、「道の駅すばしり」に併設し、サテライトとして五合目にあったほうがいいのではないか。

(2) 須走口インフォメーションセンター (駿東郡小山町)

インフォメーションセンター業務を受託する一般社団法人小山町観光協会事務局から説明を受けた。

- ・ インフォメーションセンターは、世界文化遺産登録 10 周年の 2023 年に開設された施設である。建物や内部のパネル等は環境省が設置している。モニターは、多国語対応となっている。噴火した場合のシェルター機能を有しているが、建物が狭く 20~30 人くらいしか避難できない。また、折りたたみのヘルメットは 20 個あるが、足りていない。
- ・ 山小屋側には御殿場警察署の臨時派出所がある。昨年までは毎日 1 人常駐していたが、今年は土日祝日に 3 人駐在しており、平日には常駐していない。外国人がパスポートや財布を落とすケースが多く、ナビゲーターに通訳してもらいながら対応している。
- ・ モニターに表示されている「イマフジ」には、五合目と山頂の気温と風速が表示されている。天候は表示されない。山で一番重要となるのは風速である。台風の風速を越えるときにも登山する人がいる。
- ・ 山梨県側と開山日の統一をしてもらいたい。須走口は吉田口と近く、開山していると勘違いしてくる人がいる。
- ・ 八合目で須走ルートと吉田ルートが合流するが、下山については、一直線に下ると須走口であり、吉田口は山小屋のほうへ向かって下っていかなければいけない。外国人の方で須走口に間違えて下りてくる人が多く、去年はナビゲーターが下山道間違いの 780 人に対応した。登山の装備をレンタルしている人が多く、山梨県側までタクシーで返却に行くとなると 2 万円ほどかかってしまい、富士登山の最後に残念な思いをすることになってしまうため、下山間違いの対策が必要である。
- ・ 5 月は春山スキー、6 月からは団体での登山者が相当数いるが、規制することができない。登山の完全な装備、登山計画書の提出、携帯トイレの携行を呼びかけている。
- ・ 富士スバルラインが雨や風の影響で通行止めになっても、ふじあざみラインは通行止めにならない。富士スバルラインが通行止めになると、外国人登山者は旅行日程が決まっていることから、山梨県側からタクシーで須走口に来

て、一度八合目まで登った後、予約している山梨県側の山小屋まで下りるといことが起きている。

- 富士山スカイラインも今年一度通行止めになったが、そのときもあざみラインは通行止めにならなかった。通行止めの判断のバランスをどう取っていくのかも検討してもらいたい。
- W i - F i の電波が悪く、特に霧が出ているとつながらないことがある。事前登録の二次元コードの読み取りもW i - F i で行っているため電波の強化をお願いしたい。

(3) 須走口五合目 (駿東郡小山町)

須走口五合目で山小屋を営むとともにガイド組織「やまぼうし」を運営する米山千晴氏及び小山町商工観光課から説明を受けた。

また、欧米からの登山客が受付小屋で事前登録の認証を行ったり、リストバンドを受け取る様子を視察した。

(やまぼうしの取組等)

- 約 200 年前に積まれた石垣の風化が進んでいるとともに、地球温暖化により接着剤の役割を果たしていた永久凍土が溶け、法面がゆがんできており、非常に危険な状態である。地震があれば、石垣が登山道に飛び出してしまうだろう。早朝であれば 2,000 人~3,000 人の登山者がおり大惨事となる。
- 山梨県では、世界文化遺産になる前に落石を防ぐための導流堤を設置している。これは 1980 年の落石事故で 12 人の死者が出たことにより、落石の危険性が認識され設置されたものである。昨年見に行ったが、ここまで大規模なものを富士山に設置してもいいのかと思うほどだった。富士山はこうした大規模な導流堤を設置しないと人命を守れない山ということである。
- やまぼうしの活動としては、県と小山町から補助金を受けて 45 日間の巡視活動を実施している。巡視活動では、登山道やロープの点検、ごみ拾い等を行っている。
- 条例が制定され入山料の徴収が始まり、弾丸登山は確かに抑制されたが、ごみはなくなる。委員会でもごみの問題について検討してもらいたい。
- 下山道間違いについて、今年は昨年よりは少ないが 500 人近くおり、対策が急務である。
- タクシーが人手不足で呼べないという問題もある。ライドシェアも 1 つの対策になるだろう。
- 入山料については、来て良かったという付加価値をつけることが大事であるとする。また、入山料の使途が明記されていないと登山者に理解してもらえないため、理解してもらえるような手立てを検討する必要がある。
- 幼稚園の子供からも入山料を徴収している現状を考えてもらいたい。将来を

担う子供たちであり、富士山を目で見て触れるということが大切なため、減免措置を検討してもらいたい。

(小山町の取組)

- ・ 須走口は森林限界が高いため、一番登りやすい登山口としてパンフレット等にも記載して誘客している。五合目から本六合目は、9月10日の閉山以降もハイキングを安全に楽しめると考えている。令和4年度から、県の道路部局と警察・消防、山小屋等の協力を得ながら、9月10日から9月末まで五合目から本六合目のツアーを社会実験として実施した。今年から本格実施したかったが、昨今山頂付近での事故が多かったことから、今年も社会実験として実施する予定である。将来的には、五合目から本六合目までは開山期間を過ぎても通年で歩けるようになるという。
- ・ 小山町が5.5合目に設置した赤外線カウンターによると、令和元年は開山期間2か月で3万人、昨年は2.5万人とコロナ前の数字に戻りつつある。今年7月10日から8月17日までで17,853人と昨年から2.3%減である。
- ・ 環境省発表の登山者数では、須走ルートでは令和6年の登山者数が令和元年より増加している。これは昨今、快適性よりも安全対策をとということで、様々な施策を行い登頂率が上がったことも影響していると考えられる。
- ・ 須走口五合目駐車場へのバス乗入れについて、以前は大型バスでのツアーが多かったが、近年はマイクロバスでのツアーが増えている。
- ・ 小山町として課題に感じていることの1つは、開山日の統一である。今シーズンから始まった入山料の徴収については、吉田口が7月1日開通、須走口が10日開通であることから、7月1日から9日までは須走口から登れば4,000円を払わなくてもいいという「開通前登山」が問題になった。
- ・ 課題の2つ目は、富士山の落石防止対策である。山頂の石垣や山頂付近の山肌の浮き石など、いつ落ちてもおかしくないような状況である。景観や予算の問題もあるが、物理的な対策が必要である。
- ・ 課題の3つ目は、ブルトナー道と登下山道の重複箇所の解消である。主に八合目より上のブルトナー道と登下山道が重複している箇所について、登山者とブルトナーの衝突を避けるような安全対策が必要である。
- ・ 小山町が実施している取組としては、須走口インフォメーションセンターの運営のほか、今年からはインフォメーションセンター内に救護所を設置した。看護師が常駐し、平均して1日2～3人程度の傷病者の対応に当たっている。運営には、入山料の一部を静岡県富士山後継事業費補助金としていただいている。
- ・ 町単独で実施している事業としては、山小屋安全・快適対策事業がある。須走口には山小屋が12軒あるが、山小屋は登山者の宿泊だけではなく、有事

の際の避難場所となったり、救助要請があったときに救助に向かってもらったりと公益性の高い施設である。そのため、寝室のパーテーションの設置や換気設備、トイレ・水道の修繕等に対して、補助率5分の4以内、500万円を上限として助成している。

- ・ 須走口登山ガイドの認定については、日本山岳ガイド協会の基準や救急救命講座の受講、保険への加入など厳しい条件であるが、今年度は70人認定している。
- ・ 小富士遊歩道について、自然環境の保全と歩きやすさの向上のため、県の観光地域づくり整備事業費補助金を受け整備を行っている。
- ・ 須走ルートの巡視業務では、ごみの回収や危険箇所(point)の点検等を富士山後継事業費補助金を受けて実施している。
- ・ 須走口下山道の標識は、赤色で番号をふってある。登山者が道に迷ったときに赤の何番にいと伝えることができ、救助の目安になるため重要である。標識の管理業務は富士山後継事業費補助金を受けて実施している。
- ・ 須走口五合目の公衆トイレは、平成11年に国や県の補助を受けて小山町が設置した。現在は協力金200円をいただいて維持管理費に充てている。協力金で維持管理費を全てをまかなえているわけではない。風が吹くと、山頂のトイレは避難場所になってしまう。トイレのあり方についても、現状を把握し検討してもらいたい。

(4) 御殿場市役所 (御殿場市)

富士山の自然環境を保全する活動を行うNPO法人富士山ホシガラスの会、富士山ガイド活動を行う御殿場ボランティアガイド協会、御殿場市観光交流課及び教育委員会社会教育課から説明を受けた。

(御殿場市の取組)

- ・ 御殿場口は、4つある登山口の中では山頂までの距離が長い過酷なコースだが、下山時には爽快な大砂走りを楽しむことができる。トレイルランナーやサイクリストが多いのが特徴の1つである。市街地から新五合目までの距離が短く、マイカー規制もないことから気軽にアクセスできるというメリットもある。
- ・ 開山に向けた取組として、富士山御殿場口登山パンフレットの作成や各山小屋と新五合目施設へのAEDの設置、ブルドーザーによる土砂の掻き出しや標柱・ガイドロープの設置等の下山道の整備を実施している。AEDの設置には、県の山小屋公益的事業費補助金及び富士山後継事業費補助金を活用している。下山道の整備については、富士山後継事業費補助金を活用している。
- ・ 開山に合わせて、御殿場口新五合目第1駐車場に、「マウントフジ トレイル

- ステーション」を設置し、来訪者に対する登山案内や観光案内を行っている。
- 昨年のトレイルステーションの来場者数を目的別で分けると、登山が18,732人、トレイルランが4,133人、観光が38,662人であった。観光目的で訪れる方が多く、約6割を占めている。
 - トレイルステーションには、登山必須アイテムやサイクルピット、登山や観光案内のパンフレットを設置している。また、富士山の天気分かる「イマフジ」を大画面のモニターで表示するようにしたところ、今の天気が分かりやすいと登山客等に大変好評である。
 - 登山以外でも御殿場口を楽しんでもらえるよう、トレイルステーションスタンプラリーを実施している。2か所でスタンプを押すと富士山グッズをもらえる内容で、観光客、主に子供に人気である。スタンプラリー以外にも、イベント等を開催して、御殿場口を楽しんでもらえる取組を実施している。
 - 県土木事務所が開山前に実施する残雪調査に同行し、現状変更箇所や指定範囲に異変がないか等を確認している。
 - 令和3年度から令和6年度にかけて、県富士山世界遺産センター、裾野市、御殿場市の三者で、富士山巡礼路須山口・御殿場口登山道調査を実施し、今年3月に調査報告書を発行した。
 - 普及啓発の取組として、リーフレット「世界文化遺産富士山と御殿場」を作成している。市内にある構成資産の解説や富士山に関連する文化財の紹介を掲載している。

(NPO法人富士山ホシガラスの会)

- 御殿場口新五合目の環境保全の取組として、外来種を含む非在来植物を調査し、駆除のためのハンドブックを作成している。
- 富士山の森林帯は、生物多様性に富んだ優れた森林環境教育の場である。富士山学習の講師を務めたり、教師向けの観察マニュアルの作成なども行っている。
- 五合目以下の森林帯で遊歩道の廃道化が進んでおり、森林教育に適した環境が失われつつある。遊歩道の再開に向けて動いているが、遊歩道が複数の市町にまたがっているため、県の助力をいただきたい。
- 五合目より上だけが富士山ではない。植生としては、五合目以下が豊かであり、五合目以下にも着目していただきたい。遊歩道の廃道化によって富士山への親しみが失われているという現状を知ってほしい。
- 今シーズンから入山料の徴収が始まったが、植物観察や昆虫観察をする人にとっては、1シーズンで1回行けばいいというものでもないの、負担が大きい。富士山の自然に興味を持ち、将来富士山を守る力になってくれる方に配慮がある規制であるといい。

(御殿場ボランティアガイド協会)

- ・ 主な活動は、トレイルステーションでのガイド活動などである。観光客に周辺の案内と登山のアドバイス等を行っている。
- ・ 御殿場口は観光客が圧倒的に多い。
- ・ トレイルステーションでは、1日3回クリーン活動を実施しているが、昨年は靴を捨てていく人が多かった。今年はかなり減ったという実感がある。
- ・ 海外の方からの依頼も多く、英語ができる人材の確保が課題である。
- ・ 富士山は登るだけではなく、休養林等も素晴らしい。本当にいいコースが埋もれている現状がある。

(5) 御殿場口新五合目 (御殿場市)

マウントフジトレイルステーション及び御殿場口の受付小屋等を視察した。

(6) 富士山本宮浅間大社 (富士宮市)

- ・ 富士山本宮浅間大社は、世界文化遺産の構成資産の1つである。境内地は史跡指定を受けており、本殿は国の重要文化財、拝殿・楼門は県の文化財の指定を受けている。
- ・ インバウンドの増加で懸念されることは、以前はごみひとつなかったが、文化の違いか、外国の方がごみを捨てていくことである。ボランティアの方がマナーについて注意するなどしている。また登山については、外国の方は無理な登山をしがちである。悪天候時、山小屋は閉めてしまうが、神社は公共的な部分もあるため開けておくと外国人でいっぱいになってしまう。また、救護にかかる費用を払えない外国人もいる。悪天候時は八合目あたりで登山をやめてもらえるといいが、外国の方は平気で上へ行ってしまう。
- ・ 救護を静岡県側でやるか山梨県側でやるかという問題がある。静岡県側で救護してくださいと言われても登ってきたのは山梨県側だったりするため、どちらが救護するかで意見が対立してスムーズな救護ができない現状がある。
- ・ 頂上については環境省と文化庁が関係している。静岡県や山梨県、環境省や文化庁での手続等がスムーズにいくと迅速な対応ができる。
- ・ 富士山信仰は、白装束をまとい頂上で御来光を仰ぐというのが本来の姿である。意識調査では、御来光目的という回答が一番多い。観光と言っても、登って御来光を仰ぐというのであれば信仰の1つと考えている。

(7) 富士宮市役所 (富士宮市)

富士登山ガイドやネイチャーガイド活動を行う静岡富士山ガイド協会、富士宮五合目までの路線バスやシャトルバスを運行する富士急静岡バス株式会社、

富士宮口五合目までのシャトルタクシーを運行する静岡県タクシー協会富士・富士宮支部、富士宮市観光課から説明を受けた。

(富士宮市の取組)

- 今年から静岡県側でも入山規制がスタートしたが、現在まで大きなトラブルは聞いていない。富士宮口の登山者数については例年より11%減で、夜通し登る弾丸登山の減少が見受けられるなど、概ね好意的に捉えられている。
- 令和3年に焼失した旧レストハウスの代替として、富士山スカイラインの開通期間及び富士山の開山期間において、避難休憩を兼ねた飲食、登山装備などを提供する施設、トイレ、総合指導センターを整備している。
- 総合指導センターには登山ナビゲーターが常駐するとともに、富士宮警察署の臨時派出所として警察官が常駐している。
- 五合目避難施設は、売店や自動販売機、休憩・避難スペース、コインロッカー、登山用品レンタルといった機能を有している。休憩・避難スペースは24時間開放、計算上は60人、立った状態であれば100人程度収容できるが、仮設であるため手狭である。課題としては、設置箇所がバスの転回場所であること、国や県への手続きが煩雑ということ、スペースを借りているためこれ以上のスペースの確保が難しく、機能を分散せざるを得ないということが挙げられる。また、バスの乗降所が隣接していて、バスの利用者からの導線はいいが、タクシーなど他の公共交通機関を利用する方には、場所が分かりづらく、また階段を下りてもらうことになり不便である。
- 五合目仮設トイレについては、富士山スカイライン開通時は5基、開山期は15基設置している。1基はバリアフリートイレである。チップ制ではなく無料で利用できる。仮設であることが課題であり、開山期の後半になると、汚れやにおいの問題が発生する。
- 登山者に対し登山指導や観光案内を行う登山ナビゲーターを配置している。平成22年度に県が開始した事業を平成26年度から市が引き継ぎ実施している。外国人対応ナビゲーターについては、平成28年度から県の委託を受けて実施している。日本語対応ナビゲーターが1～2人、外国語対応ナビゲーターが1～2人の2交代勤務で対応している。課題としては、人材確保と苦情・トラブル対応の際に権限がないため大変な思いをしていることが挙げられる。
- 平成26年に民間企業から寄贈を受けたバイオトイレの設置・維持管理を行っている。寄付者から頂いた収入金を経費に充てている。課題としては、収入金の納入が寄付者の意向次第であることと、木造のため外観の老朽化が進んでいることが挙げられる。県による来訪者施設が完成するまでは、継続的に使用していく必要がある。
- 富士宮口八合目にある県の施設を借り受け、衛生センターを開設している。

平成 26 年度までは浜松医科大学の協力のもと 25 日間の開設であったが、平成 27 年度以降は山岳医の協力もいただき段階的に期間を延長している。平成 29 年度から令和 6 年度までは 45 日間、今年度は 52 日間の予定である。令和 6 年の診療実績は、受診者 370 人のうち県外在住者が 240 人、そのうち外国人が 79 人であった。医師の確保が課題である。また施設単独の電気がなく、八合目の山小屋から電気の供給を受けている状況である。医療の知識がない観光課が所管しているため、医師とのやりとりに難しさを感じることもある。最大の課題は、施設の老朽化であり、建て替えが難しい設置箇所であるため、修繕等の対応について、県と協力しながら対応していきたい。

(静岡富士山ガイド協会)

- 50 名程度のガイドが在籍する富士宮口で最大のガイド団体である。ガイド依頼があった場合には、登山者に対して軽装登山の禁止、適正な装備品の準備を依頼している。
- 当会はガイドレシオに則り、登山者 10 名に対してガイド 1 名となるよう配置している。
- 富士登山のルール・マナーについては、事前に資料を配付するなどして啓発活動を行っている。また、弾丸登山を避けるために、山小屋に宿泊するよう依頼している。
- ガイドをつけるということは、登山初心者であるため、悪天候時は団体から所属するガイドに対しツアーを中止するよう指示している。今シーズンも、悪天候時に強行していたツアーが見受けられたが、一定の制限を設けないといずれ事故の発生につながるだろう。悪天候時に五合目付近において入山を規制するような取組が行われれば事故を防ぐことができるため検討してもらいたい。
- 団体のガイドについては、隔年で野外救急法の受講を義務づけている。また、登山者の安全管理を行うことだけでなく、登山者に対し、富士山の魅力、歴史、自然文化、信仰を説明するよう周知している。
- 富士宮ルートは海に面していることから天候の変化が激しく、悪天候時に暴風雨になりやすい。水ヶ塚駐車場が無風であっても、五合目以上では暴風雨ということが多々あるが、水ヶ塚公園と富士宮口五合目では管轄が違ってもあってか細かい情報が共有されておらず、五合目まで来てしまう登山者が多い。一度五合目まで来てしまうと、入り口の係員の助言を聞かず暴風雨の中を無理して登山してしまう傾向にある。また暴風雨の中で強行しているツアーに、一般登山者がつられて登ってしまうケースもあり、遭難事故の発生につながると考えられる。そのため、富士山スカイラインについて、悪天候または暴風雨時や警報発令時には、一定の制限を設ける必要があると感じて

いる。

- 富士宮口では遭難時の一時救護体制が警察に一任されているため、軽微な体調不良等であっても警察が介入することで全てが遭難事故扱いとなっている。一方、山梨県側では、ガイド団体等がブルドーザーを手配するため、軽微な体調不良や怪我などの場合は警察が介入せず遭難事故扱いにならない。富士宮口は遭難事故の発生件数が多いとされ、危ないというイメージを持たれている。登山初心者の方から敬遠される原因となるため、一時救護体制の確立について検討いただきたい。
- 入山料についてはお客様に説明し理解をいただいているが、幼稚園児や小学生に対する入山料については免除するといった改善をしていただきたい。

(富士急静岡バス株式会社)

- マイカー規制期間中の水ヶ塚駐車場・富士宮口五合目間のシャトルバス、鉄道駅・富士宮口五合目間の路線バスを運行している。開山日から8月18日現在の登山便・下山便を合わせたシャトルバスの乗車人員は38,066人であり、昨年に比べ6,416人減少した。路線バスについては17,519人で、昨年より1,373人減少した。シャトルバス、路線バスの乗車人員は、富士宮口登山者数の85.3%を占める。
- シャトルバスについて昨年よりも始発時刻を早めた結果、早朝便利用者の分散が図られた。日帰りの登山者にとっては、早い時間から登山を開始できる点や始発便までの待機時間が短縮するなど利便性が向上した。
- 昨年は山梨県側が入山規制を実施した影響からか、富士宮口からの登山者数が増加したが、マイカー規制駐車場からの登山便シャトルバスの乗車人員は減少した。今年は静岡県側でも入山規制が実施されたため、富士宮口からの登山者数は昨年比に比べ5,321人減少し、これに伴い登山便シャトルバスの乗車人員も2,465人減少した。
- 近年は、マイカー利用の登山者が減少した一方で、ツアーバスによる登山者が増加している。
- シャトルバス下山最終便の発車後に、五合目に到着した下山者が夜間五合目に滞留することがないように、下山者用臨時バスを運行し、今年度は13日間の運行で182人(1日平均14人)が利用した。このバスは、時刻表には載っていない臨時バスであることから、最終便に間に合う登山計画とするよう、登山者に対するさらなる啓発が求められる。
- 路線バスについては、新富士駅、富士宮駅を起点に運行するバスは6往復、三島駅については富士急シティバスが登山便は6便、下山便は8便運行しており、マイカーを持たない外国人の多くが乗車している。
- 水ヶ塚駐車場から富士山スカイライン及び五合目駐車場の渋滞対策、環境対

策の観点から、ツアーバスではなく公共交通の利用を促進すべきと考える。特に他県からのツアーバスやタクシー、ハイヤーは富士山スカイラインの運行に不慣れで事故発生のリスクがあるため、一定の規制を検討すべきである。令和4年にはふじあざみラインで観光バスの横転事故が発生している。当社のバスは全車に無線を搭載し、登山便と下山便がカーブですれ違わないように、相互に位置情報を共有して安全運行に努めている。

- 登山者でない短時間の五合目散策客が減少しているように感じている。短時間散策客も入山料を徴収されるとの誤認識があるのではないか。以前は、外国人の方で登山せずに五合目だけ観光するという方のバスの利用も多かったが、そういった方が減っている感覚がある。
- 今年7月15日の台風通過時に、富士山スカイラインが通行止めになり下山者が五合目に滞留した際に、静岡県から下山便の運行を要請されたが、安全が確保できないと運行はできない。荒天時のバスの対応についても検討が必要である。
- 水ヶ塚駐車場で悪天候にも関わらず登山便の運行を希望する利用者がいる。先日も小学生がいる家族が悪天候時にも関わらず乗車しようとしたため、危険性を説明して説得した。自己責任とはいえ、遭難の危険性もあるため、法的強制力をもって五合目以上の登山を禁止するといった対応も必要ではないか。

(静岡県タクシー協会富士・富士宮支部)

- 今期に関しては、五合目の登山者・下山者ともにタクシー利用者が昨年に比べ半減している。
- タクシードライバーは歩合制のため、入山規制が始まったことで売上げが上がらず、「富士山は稼げなくなった」と富士山離れが起きるのではという懸念がある。富士山五合目ではなく、市内で営業した方が売上げが上がるということで、富士山を離れるドライバーが出てきている。
- 24時間営業のタクシー会社は現在5社程度まで減ってしまっている。登山者数が減少しているため、バランスは取れているかもしれないが、夜間の登山者、下山者に対応できるタクシーの台数が少なくなっている。
- 富士山は標高が高いため、ドライバーには身体的な適性も求められる。将来的に高齢化、持病等の理由で富士登山のタクシーに従事できるドライバーが減少していくことが危惧される。

(8) 富士宮口五合目 (富士宮市)

富士宮口の受付小屋等を視察した。受付スタッフから、受付小屋の向きと登山者の導線が合っていないため、来年度以降は向きを変えてもらいたいと

いった意見や、受付小屋の窓が小さく登山者の靴などの服装のチェックがしにくいといった課題を聞き取った。

〔県外視察〕

(1) 山梨県富士山科学研究所 (山梨県富士吉田市)

(研究所の概要と主要事業)

- ・ 研究所の前身は、平成9年に設置された環境科学研究所である。世界文化遺産に登録された富士山の顕著な普遍的価値を保存管理し活用していくとともに、富士山の火山防災対策に取り組むために、富士山の自然環境をさらに深く研究する必要があることから、平成26年に富士山科学研究所へ改編された。
- ・ 施設としては、富士山サイエンスラボ（パネル展示等）や環境情報センター（図書・資料コーナー等）がある本館と、自然環境・共生研究科と富士山火山防災研究センターがある研究棟、生物観察園、自然観察路がある。
- ・ 主要業務は、①富士山の保全に関する調査・研究、②噴火履歴、火山活動の観測、火山防災対策に関する調査・研究、③県の環境全般に関する調査・研究、④教育事業等である。
- ・ 令和6年度から「やまなし火山防災イノベーションピッチコンテスト」を実施している。火山防災に関する課題を解決するアイデアを全国から募集し、新たな火山防災ビジネスの創出を目指している。
- ・ 令和7年度からスタートした「即戦力となる火山人材育成プログラム」は、山梨大学と連携し、地方公共団体、民間企業、団体等において、火山災害対応に関わる実務者を対象に実践的な火山災害対策が行える実務者人材を育成するものである。

(教育・情報・広報・交流の取組)

- ・ 研究員がいるのが強みである。ふじさん自然教室や富士山学習支援など、全ての事業に研究員の監修が入るため、科学的に正しい情報を伝えることができる。また学校から出向している教員が、教育現場との連携に重要な役割を果たしている。
- ・ ふじさん自然教室は、学校等の団体を対象に富士山や自然についての学習を社会科見学や遠足等で実施している。内容はネイチャーゲームや自然観察教室等で、年間約90団体、5,000～6,000人が利用する。県内が約60%を占め、残りは東京都や神奈川県など関東が中心である。
- ・ 富士山学習支援では、富士山に関する学習の出前授業や富士山学習を進めるにあたっての学校や教員への支援を行っている。平成14年度から学習指導要領に総合的な学習の時間が設けられ、富士北麓地域では、富士山学習を設けている学校が多い。内容については、基本的なことにプラスして地域の特

色を入れるなど、学校ごとにアレンジしている。座学よりも実験や体験を中心としている。

- ・ その他、研究所周辺の森を自然解説員のガイド付きで散策する森のガイドウォーク事業や火山観察会、植物観察会を実施している。また、県教育センターと連携し、教員研修カリキュラムとして学校教員研修会を実施している。

(富士山の火山防災)

- ・ 富士山の火山防災は、平成12年の富士山深部低周波地震の増加を契機に推進されるようになった。平成13年に国の主導で富士山火山防災協議会が設置され、平成16年にハザードマップの公表、平成19年の噴火警戒レベルの導入を経て、平成26年に富士山火山広域避難計画が策定された。御嶽山の噴火による活火山法の改正や約10年間の研究成果により、従来の計画には不具合があることが分かり、令和3年にハザードマップの改訂、令和5年に富士山火山避難基本計画の公表を行った。
- ・ 富士山火山防災対策協議会は、神奈川県、山梨県、静岡県及び基礎自治体さらに国、自衛隊、警察、消防、火山専門家等で構成されている。火山専門家は、活火山法の改正によりメンバーに入ることになった。
- ・ 富士山火山防災研究センターでは、噴火の履歴を調べたり、富士山の現在の状況を理解するための基礎研究、それを基にしたハザードマップや避難計画の作成、避難訓練の監修等を行っている。災害時に主体的な行動ができず逃げ遅れる人がいることから、近年では教育プログラムの開発等も行っている。
- ・ 富士山が有事の場合、研究所は2班に分かれ、1班は富士山の観測及び他機関の観測隊の受入れと情報共有、もう1班は対策本部に専門家として入り、助言等を行う。有事にこうした体制がいきなり取れるわけではないため、山梨県ではコアグループ会議を定例化し、年5回開催している。噴火の経験のある自治体を講師に招き、噴火対応について学んだり、図上訓練を行ったりして理解と連携を深めている。
- ・ 富士山の火山防災の課題としては、多様な火山現象と噴火規模、想定火口範囲が広いことが挙げられる。
- ・ 風水害の場合は、進路が分かり、過ぎてしまえば終わったと考えられるが、火山は前兆があってから数時間から数日で噴火するタイプ、数週間経ってから噴火するタイプ、数年経ってから噴火するタイプなどがあり、どのタイミングで噴火するか分からない。兆候だけ見えて沈静化することもある。そのため、前兆である地震活動があったからといってすぐに避難してしまうと、避難が早すぎる場合がある。安全だが、経済的な損失が出たり、病院避難等により亡くなってしまう方が出るリスクもある。そのため、可能な限り噴火の直前まで待ってから避難する計画となっている。
- ・ ハザードマップは様々な現象を統合して作成しているが、危険性は現象ごと

様々である。人体への直接的な影響と現象の速度の指標で考えると、例えば溶岩流は危険だが到達速度は遅い。一方、火砕流や噴石等はリスクが高く速度も速いため、溶岩流に対する対策とは分けて考えるべきである。そういった観点でハザードマップを整理すると、火口ができる範囲は第1次避難対象エリア、大きな噴石や火砕流など噴火前に避難が必要な範囲は第2次避難対象エリア、溶岩流が3時間で到達する範囲は第3次避難対象エリアに分けられる。

- 火山灰に対する対応については、火口がどこにできるか分からず、また風向きも読めないため、噴火前に避難対象者を定めることができない。富士山火山避難基本計画では自宅待機としているが、大規模降灰時のフローチャートがあり、飲料水や食料が不足する場合や、30 cm以上の降灰によって木造住宅に歪みやきしみが出た場合はコンクリートの建物に避難することとなっている。
- 噴火の場合は避難所に溶岩流が来る可能性があるため、風水害時のように、この避難所に避難してくださいということが言えない。そのため、避難に対する考え方を住民に伝えていく必要があり、住民説明会や学校での火山教育等を行っている。また、学校の教員向けに研修会等も開催している。子供向けには「やまなし防災ハンドブック」を作成するなど、普及啓発にも取り組んでいる。
- 登山者に対する安全対策として、山梨県側では下山道に10基程度のシェルターを設置する計画があり、今年度は2基設置予定である。山梨県側では、開山期はガイドをつける登山者が多いため、ガイドの認定講座で、富士山の防災対策や避難方法等についてレクチャーしている。有事の際の情報ルートとしては、気象庁→五合目管理センター→山小屋→ガイドとなり、ガイドが先導して避難することになるが、ガイドは民間人であり、一緒に避難した人が亡くなった場合、訴えられる可能性がある。そのため、山梨県では山小屋の方を機能別消防団員とすることで、有事の際の避難誘導を担ってもらえるようにしている。現在、山梨県側も静岡県側も五合目の電波は下から上げている状況であり、有事の際、登山者が一斉に携帯を使用すると回線がパンクし、情報伝達ができない可能性がある。昨年度の「やまなし火山防災イノベーションピッチコンテスト」の採択業者が、ライン登録するとマップと災害情報を組み合わせたものを受け取れる仕組みを構築したり、微弱電波を計測することで、富士山のどこにどのくらいの人がいるのかを把握しようとする取組を行っている。

(2) 山梨県立富士山世界遺産センター（山梨県南都留郡富士河口湖町）

（センターの概要と主要事業）

- ・ 平成 28 年 6 月に開設され、世界遺産である富士山の顕著な普遍的価値に関する情報発信や保存管理の中心的役割を担っている。
- ・ 主要業務は、富士山憲章推進会議や富士山レンジャー業務、調査・研究や企画展・富士山講座の企画運営、広報や教育旅行の誘致や受入れである。
- ・ 現在の指定管理者は、株式会社ピカとNPO法人富士山クラブ、NPO法人ピークエイドの三者によるコンソーシアムである。施設利用料は、指定管理者側の申し出により無料となっている。学校の受入れについても無料である。
- ・ 令和 6 年度の総来館者数は約 48 万人であり、うちインバウンドは約 18 万人であった。国籍のトップ 3 は、中国（41%）、アメリカ（7%）、韓国（2%）である。
- ・ 外国人比率が高いため、来館者に合わせた展示の多言語化が課題である。
- ・ 山梨県富士山世界遺産ガイド会のボランティアによる無料館内ガイドを実施している。

（保全観光業務）

- ・ 令和 7 年度から、富士山レンジャーを会計年度任用職員ではなく 3 年の任期付一般職員とした。
- ・ 今期の吉田ルートの登山者は約 14 万 3 千人で、そのうち 1,144 人に対して指導を行った。内容としては、雨具の不携帯が多く、指導を聞かず突破するような事例はなかった。
- ・ 富士山レンジャーが登山を規制する際の判断基準としては、3 つの基準（上下セパレートタイプの雨具、防寒着、登山に適した靴）があるが、登山者の経験等も踏まえた上で、現場で判断している。装備がない場合は、売店で購入してもらったりレンタルしていただく。気象を考慮した指導も行っている。
- ・ 富士山レンジャーの課題の 1 つは、年間業務量の平準化である。パトロールや啓発事業にも力を入れたいが、夏は安全登山指導に多くのリソースを取られてしまうなど、年間を通じた業務量の平準化が難しい。
- ・ 課題の 2 つ目は、富士山レンジャーのなり手不足である。現在も 3 人の定員割れとなっている。ハローワークに求人を出すのが、高齢の方の応募が多いため、次代を担う富士山レンジャーの育成が課題である。

（調査研究業務）

- ・ 山梨県では、富士山の世界文化遺産登録前の平成 20 年に山梨県富士山総合学術調査報告研究委員会を立ち上げ、その成果は富士山の世界文化遺産登録のための推薦書に反映された。
- ・ 研究成果については、年 2 回の企画展や富士山講座、研究紀要の発行等を通して発信している。

(情報発信業務)

- 教育旅行については、全天候来館してくれる学校を優先している。他の学校と重ならないように予定を組み、ゆっくり展示を見ていただけるよう配慮している。消防法の関係で館内の人数制限があるため、人数の多い学校の場合は、北館と南館に分かれて見学するなど、安全面でも配慮している。
- 展示内容を知ってもらえるよう学校や教育委員会に展示ガイドブックを配布している。また、教育プログラムで使用するワークシート等も用意している。

(3) 富士スバルライン五合目 (山梨県富士吉田市)

山梨県観光文化・スポーツ部富士山観光振興グループから説明を受けた後、五合目の施設等を視察した。

(山梨県の取組)

- 富士山の世界文化遺産登録については、I COMOSから3つの課題(①人が多いため登山者数のコントロールが必要、②人工的景観が目立つため景観の改善が必要、③環境負荷が大きいため排気ガスの抑制が必要)を与えられたと認識している。解決すべき主な課題としては、混雑の偏り、弾丸登山、登山道やトイレにおけるマナー・ルール違反が挙げられる。
- 登山規制のためのゲートについては、道路の指定を外し、公の施設とすることで設置を可能とした。
- 令和6年度は午後4時から午前3時までのゲート閉鎖を行う時間規制と1日の登山者数を4,000人までとする人数制限、2,000円の通行料の徴収を実施した。これにより、登山者数が1日4,000人を超えた日はなく、夜間登山者数についても前年の14,469人から708人に大幅に減少した。通行料収入は約3億円だった。こうした成果の一方、午後4時の閉鎖時間間際にゲートを通過し、宿泊せずに夜通しの弾丸登山を行う駆け込み登山の発生や軽装登山者への対応が課題であった。
- そのため、今年度はゲートの閉鎖時間を2時間前倒し午後2時にすることで、駆け込み登山を防止した。軽装登山対策としては、登下山道設置管理条例施行規則を改正し、軽装者を知事が登下山道の利用を拒むことができる対象として位置づけたほか、富士山レンジャーを会計年度任用職員から3年の任期付の正規職員に変更し、単独で利用拒否権限を行使できるようにした。また富士山レンジャーに関する規則を改正し、レンジャー業務に登下山道の利用の制限に関する事務を明記した。通行料は、2,000円から4,000円に引き上げた。結果として、夜間登山者数は、昨年度の708人から542人に減少した。軽装登山については、富士山レンジャーを中心に1,144人に対して指導を実施した。外国人に対する指導が約9割であった。

- 今後の大きな課題は、静岡県側との開山日の統一である。現在は、須走口が開山するまでは下山道が使用できないため、登山者と下山者が狭い登山道を共用するという危険な状態であり、改善できればと考えている。
- 安全対策を担っている山梨県や山小屋サイドとしては、開山日が違うことによる課題があるため、開山日を統一したいという思いでいる。そのため、須走口の関係者や静岡県、小山町に対して、正式な申し入れという形ではないが話はしている。残雪については、近年は温暖化の影響もあるのか、ここ数年は7月1日に吉田口と須走口が合流するあたりが雪に覆われているようなことはないと認識している。
- 下山時に間違っって須走口に下りてしまう人への対策としては、下山者が多い時間帯に誘導員を配置している。また、センサーを設置して人が通過すると、分岐点であることをお知らせする自動音声が出るようにしている。看板も設置しているが、疲れていて見逃してしまう人も多いのではないかと思う。富士山アプリを入れてもらい、間違えやすいポイント等を伝えている。

6 参考人の意見

当委員会では、有識者 10 名を参考人として招致し、意見聴取を行った。

(1) 富士吉田市経済環境部富士山課 課長 羽田 正利 氏

富士吉田市教育委員会歴史文化課 課長 布施 光敏 氏

(富士吉田市における富士登山の取組)

- ・ 環境省関東地方環境事務所では、平成 17 年度より富士山の 4 つの登山道の各八合目付近に赤外線カウンターを設置しており、八合目以上への登山者実数調査を実施している。記録から 21 年間の情報を分析すると、過去最高の登山者数は、富士山全体で 32 万 975 人を記録した平成 22 年であった。このうち約半数程度が吉田ルート、4 分の 1 が富士宮ルート、そのほかが須走ルートと御殿場ルートである。
- ・ 富士登山ガイドマップを作成し、五合目から山頂までの登山案内だけでなく、麓からの登山の案内も掲載している。富士山世界文化遺産の構成資産でもある御師住宅や北口本宮富士浅間神社、そして吉田口登山道から山頂への登山案内を掲載している。全体を俯瞰できるマップを示しつつ、町なかから富士山体、そして山中や頂上に向けて、自然環境やいにしへの登山を体験できる文化的情報など、様々なシーンに対応したマップである。日本語を約 7 万部、英語や繁体語に翻訳したマップをそれぞれ 1 万部の合計 9 万部作成した。配布先は、主にスポーツ用品店や観光案内所等である。

(富士山安全指導センターの運営)

- ・ 標高 2,390 メートルの富士山吉田口登山道六合目に、登山シーズン中の 7 月から 9 月に開設している。昭和 55 年 8 月、吉田大沢の砂走り（現在は廃道）で死者 12 人を超える大規模な落石事故があったことを踏まえ、登山者指導のために山梨県が翌昭和 56 年の登山シーズンから設置した。
- ・ 事務室や救護室、仮眠室などを設けて、職員が 15 名程度で宿泊できる施設である。富士吉田市や周辺町村、山梨県、山梨県警、観光業者などで組織する同センターの運営協議会で運営に当たっている。開設期間中は、協議会から委託された職員らが 24 時間体制で、登山者への安全指導、救急対応、気象情報の提供、仮設トイレの管理、登山者数調査などの業務を行っている。
- ・ 具体的な安全指導として、登山者全員に位置情報や登山の注意点などを記録したマップを手渡ししつつ、装備などの指導も行っている。
- ・ ヘルメットのデポジットによる貸与や登山者数のカウント、山中での救急対応が必要な場合は、山の上で搬送するクローラーと連携して、五合目まで搬送し、五合目で待機する救急車で麓の病院へ搬送する体制を整えている。
- ・ 登山者への指導だけではなく、山小屋やガイド、関係機関と連携した活動

を展開し、安心、安全、快適な登山のための施設として機能している。

(弾丸登山抑制の取組)

- ・ 弾丸登山とは、夜間に富士山五合目に到着し、御来光を見ようと睡眠を取らずに一気に山頂を目指す、ゼロ泊2日の登山行程である。この登山方法は、睡眠不足や体が高地に慣れないことによって体調を崩しやすいとされ、不慮の事故につながる危険性が指摘されている。特に酸素が薄く、気温の変化が激しい富士山では高山病を発症したり、夜明け前の頂上付近での登下山道の渋滞も深刻化し、落石や将棋倒しで大事故になる可能性もある。また、弾丸登山が高山病の高い発症率に影響していると考えられると救護所の医師からの指摘もある。
- ・ 山梨・静岡両県など地元自治体は、観光庁をはじめ旅行業協会や大手旅行会社、登山用品店などに弾丸登山自粛の協力を要請した。また、六合目安全指導センターや五合目などに、4か国語で弾丸登山の自粛を訴える看板を設置したほか、富士山における適正利用推進協議会が策定した富士山における安全確保のリスクのためのガイドラインに、避難事故リスクの情報の1つとして、弾丸登山を盛り込んだ。
- ・ 令和5年12月、夏の登山者の動向を踏まえ、今後、弾丸登山による事故の増加が懸念されるとして、富士吉田市と富士山吉田口旅館組合の組合長らが、登山者数の制限を求める要望書を山梨県に提出した。

(令和6年 山梨県条例による登山規制)

- ・ 令和6年から、山梨県が条例により吉田口登下山道の登山規制を行った。具体的には、五合目の入り口にゲートを設置し、午後4時から午前3時までのゲートの閉鎖、通行人数の規制は1日当たり4,000人に設定した。この年は通行料2,000円と、任意の協力金1,000円を負担いただいた。
- ・ この結果、登山者全体では18%減少した一方、午後5時から零時までの夜間に多くなっていた登山者は、前年よりも77%減少した。

(令和7年 山梨・静岡両県の登山規制)

- ・ 五合目ゲートの閉鎖時間を2時間前倒し、午後2時から午前3時までのゲート閉鎖を行った。また、軽装登山対策のため、入山拒否ができる権限を与えられた富士山レンジャーが登山者に対して指導に当たった。さらに、通行料と協力金を一本化し、通行料は4,000円で運用を始めた。
- ・ この結果、吉田口六合目安全指導センターにおける登山者数は7%増加した一方、午後5時から零時までの夜間の登山者は、前年よりもさらに12%減少するなど、大きな成果が確認できた。

(環境保全の取組)

- ・ 富士山及び周辺美化推進協議会は、富士山及びその周辺の美化清掃活動を通じて、優れた美しい自然環境の保全、自然公園の適正な利用を推進する

ことを目的にした協議会である。富士吉田市や富士河口湖町などの周辺町村、山梨県や山小屋、五合目観光協会などで構成されている。夏季における富士山七合目から八合目の登山道周辺の清掃活動及びごみ回収の実施や、富士山及び富士五湖周辺地域の観光地域の美化及び自然保護思想の高揚を高めるため、清掃用のごみ袋等の配布を行い、美化活動の推進に努めている。七合目から八合目の夏季登山シーズン中におけるごみの量は、可燃・不燃含めて約1トン程度である。

(富士山吉田口下山道公衆トイレの維持管理)

- ・ 吉田口下山道の本八合目から六合目区間の唯一のトイレであり、下山道には山小屋がないため、時間帯により登山者が集中する。
- ・ 施設は環境省が設置し、処理方式はウッドチップによるバイオトイレである。男子の小が3基、共用大が2基、女子5基の合計10基を設置している。運営は富士吉田市ほか地元市町村などで組織する同施設運営協議会が当たっている。

(富士山八合目 富士吉田救護所)

- ・ 富士吉田市、山梨大学、富士吉田市立病院、富士山吉田口旅館組合でつくる富士山八合目富士吉田救護所運営協議会が、吉田口登山道八合目山小屋の太子館の併設スペースに、夏山シーズン中の一定期間設置している。
- ・ 山梨大学附属病院、富士吉田市立病院をはじめ、県内外の医療従事者がボランティアで常駐し、24時間体制で登山者などの傷病に対する応急処置に当たる。スタッフは医師と看護師など4人で1班を基本とし、3日間のローテーションで常駐、診療費は無料である。
- ・ 七合目以上では高山病やけがなどで応急処置を必要とする登山者が多く、救護所開設の要望が多かったことを受けて、平成13年に当時の山梨医科大学附属病院が試験的に開設し、平成14年からは地元の富士吉田市も加わり本格的に運営を始めた。参加に対する医療スタッフは無給ボランティアであり、これまでに公募で京都府や愛知県、東京都や神奈川県など、県外からも多く参加者があった。
- ・ 本格的に稼働した平成14年から令和7年までの全体の合計の受診者数は約8,000人を超える。捻挫や打撲などいろいろな症状があるが、半数近くが高山病の受診者である。

(吉田口登山道の保存整備)

- ・ 江戸時代、関東一円から富士講と言われる信仰登山者が甲州道中を通して、富士吉田、上吉田地区の御師町を目標として、たくさんの方が訪れていた。多くの信仰登山者を受け入れるまちが、富士吉田市上吉田という御師町の地域であり、江戸時代後半には大体86件の御師の家があったと言われている。

- ・ 昭和 39 年の富士スバルラインの開通を機に、自動車等を使って一気に五合目まで行けてしまうということもあり、麓の浅間神社を起点とした吉田口登山道を登る方が激減した。そのため、五合目以下の登山道にあった山小屋等の施設の営業や活動がかなり困難になり、閉鎖や廃業を余儀なくされていった。
- ・ 吉田口登山道は世界遺産構成資産の 1 つでもあり、平成 8 年には歴史の道百選にも選定された。

(吉田口登山道における保存と活用のための活動計画)

- ・ 吉田口登山道を後世に継承していくため、有識者や山梨県などの関係者で組織する委員会を立ち上げ、令和 5 年度から 6 年度の 2 か年で富士山吉田口登山道における保存と活用のための活動計画を策定した。
- ・ 今でも麓から登られる方はたくさんいる。五合目からの一般的な登山と比べると数は少ないが、自然の中、歴史を散策しながら登りたいという登山者の方はかなり多くいるので、そういった方の利用者向上のために整備を行っている。
- ・ 令和 7 年度には吉田口登山道連絡協議会を設置し、実際に事業を安定的に継続して進めていく体制を整えた。

(富士吉田市における富士山学習)

- ・ 富士山学習研究会において、地元の小学校、中学校を対象に富士山学というカリキュラムを組んでいる。富士山に関する地域の学習として、富士山に関するテーマを取り上げて、それをカリキュラムの中に入れて、継続的に学習している。
- ・ 地元では富士山のことを「おやま」という言い方もする。地元の人も富士山は大事にしていきたいという認識はきちんと残っていると感じる。

(2) 東富士山荘 米山 千晴 氏

砂走館・赤岩八合館 福島 邦彦 氏

頂上富士館 宮崎 哲也 氏

(令和 7 年度の総括：須走口)

- ・ 令和 7 年度はインバウンドのお客様が非常に多かった。
- ・ 今まで非常に集客力の弱かった六合目、七合目付近の山小屋がほとんど満杯になっているという状態であった。今夏の稼働率は大体 8 割から 9 割であった。
- ・ 須走口登山道は吉田口の登山道と八合目で接していることから、早朝時間にかかなり人が集中する。多くの方々が山頂で御来光をとということで、非常に危険を伴う。小屋前に集中して、石垣に登ったりする方々が多く見られる。また近年は、登山道で順番を待つのが嫌だということで、直線的に登

っていく方もいる。

- 五合目ではなく、もっと下のほうでレクチャーを行い、なぜいけないのかということ認識させない限り、富士山の危険性、登山道をショートカットしたりすることはなくなると思う。山頂は厳しいということを知らせるには、ある程度強制的にしないと非常に厳しいと感じる。
- 課外授業、森林散策など、子供たちにまで4,000円を取るといえるのはいかなものかという意見があった。4歳、5歳の子供から4,000円取るが、小中学校の活動は県に申請すれば入山料免除で通れる。こういう矛盾があってはおかしいと思う。
- 昨今の異常気象により、大雨や地震等で非常に怖い状態である。東海・東南海、南海トラフ等の地震による大規模崩落も懸念される。
- 富士山をゆっくり楽しんでいただいて、お帰りいただく。安心安全な登山を提供するのが、我々の責務と考える。

(令和7年度の総括：御殿場口)

- 御殿場口では、最近、下山客が増加した。富士宮口からの登山客が御殿場口登山道を下るケースが多い。御殿場口は距離が長く砂地のため登山客が少なく、登山客と下山客が鉢合わせする機会が少ないということで、ツアーガイドの人たちも登山は富士宮口を利用し宿泊し、下山は御殿場口を下山する。プリンスルートを下って富士宮口五合目へ下山するといったコースを取る登山者が大分増えた。そのため、トイレの関係がなかなか処理ができず苦慮している。
- 入山料の徴収が始まり、親子連れが減った。子供は半額でもいいのではないか。そして外国人からは多く取ってもいいのではないか。登山道の整備に税金を使っているわけであり、外国人は税金を納めていないから、そういう意味では外国人が多少高くても問題ないのではないか。
- 下山道をショートカットする方が多く、モラルの徹底もお願いしたい。
- 閉山期間中に登山する方が大分いる。何か対策が講じられないか。

(令和7年度の総括：富士宮口)

- 入山料導入の影響で、今年は登山者の減少を予測したが、結果として天候にも恵まれ、救助者も少なく、概ね良い夏山だった。
- 富士宮口の問題点として、特に八合目・九合目で夜間登山の登山者が外で寝ているという問題があったが、今年はかなり減少した。例年多いお盆時の外国人の登山者も同様に減少した。救助要請や夜間登山が減った。登山者数は減少せず良かった。
- 入山規制の効果としては、午後2時から午前3時までの入山を宿泊者以外は規制したので、夜の救助要請や夜間登山が減った。当日予約する登山者が減少した。啓発活動のおかげで、日帰りよりも1泊した方が体も高所に

適応できると意識していただいたせいか、宿泊者は昨年並みには埋まった。軽装登山が少なくなった。

- ・ 午後2時以降は宿泊予約がないと登れないため、直前に六合目、七合目の山小屋に当日宿泊の電話予約が入った。しかし、電話予約だけして宿泊しない登山者も多数いた。
- ・ チェックインの時間が山小屋ごとに決まっているが、入山が午後2時以降でも予約をしていれば山頂の山小屋へ登れる状況だった。予約があつたとしても、安全上、上の方に登る登山者には登山を規制するようにしてほしい。
- ・ 入山料を払うことにより、宿泊予約ができていると勘違いしている登山者もいた。
- ・ 今年は家族連れの登山者の方が少なかったと感じる。
- ・ 安全な富士登山のために入山料の使い道も少し拡大してほしい。例えば登山道周辺の石垣整備、小屋周辺の登山道整備、山頂の馬の背の登山道整備等にも使えるようにしていただきたい。
- ・ お鉢、馬の背が本当に危険である。岩盤が出ているので、安全な富士登山のためには、砂を埋めたり、土を埋めたりして、けが人が出ないように何度も砂を運んで一生懸命やっているが、お鉢は登山道ではないということで、補助金等の適用が一切ない。しかし実際、お鉢というのは、静岡県と山梨県の共通の登山道だと思う。ものすごい数のお鉢を回っている。登山道の定義をもう少し拡大して、例えば登山道周辺の石垣整備や小屋周辺の登山道整備、山頂のお鉢の整備にも入山料が少しでも適用できれば、安全な富士登山につながるのではないかと考えている。

(登山道のトイレにおける課題)

- ・ トイレの話は富士山とは切っても切り離せない。しかしながら、登山者はどこにでもある公衆トイレの認識で来る。水がない、電気がないということは誰も理解していない。そのことについて周知もするが、マナーが非常に悪い。どこの山小屋も、200円、300円の協力金を取っているが、回収率が15%から20%ぐらいである。山頂のトイレが避難所と化している状況もある。

(3) 環境省 関東地方環境事務所

富士箱根伊豆国立公園管理事務所 所長 七目木 修一 氏

沼津管理官事務所 国立公園保護管理企画官 山崎 貴之 氏

富士五湖管理官事務所 国立公園管理官(利用担当) 小西 美緒 氏

(環境省における取組)

- ・ 平成25年の世界文化遺産の登録を契機に、利用者の急増が見込まれると

いうことで登山者の集中する7月の連休、お盆の期間、夏休み期間中の週末にパトロールを実施している。富士山の4つの登山道を沼津管理官事務所、富士五湖管理官事務所と富士箱根伊豆国立公園管理事務所の職員2、3人でパトロールしている。

- ・パトロールでは、登山ルールの周知や指導、清掃活動、救護活動などを可能な範囲で実施している。パトロール中に得た情報や関係の方々との交換した情報等を富士登山オフィシャルサイトのSNSで発信している。
- ・施設管理として、山頂を巡るお鉢巡りの周回線の歩道のほか、山頂にあるトイレ、吉田口下山道七合目にあるトイレ、富士宮口五合目にあるトイレを協議会形式で管理している。
- ・須走口五合目のインフォメーションセンターにおいて、案内所や派出所、バスチケット売場等を備えている。
- ・平成17年から、富士山山頂部への登山者数を把握し、国立公園の適正な利用の推進に資するため、4つの登山道のそれぞれ八合目付近に赤外線カウンターを設置して、開山期間中の登山者数調査を実施している。山小屋に管理委託して、毎日、機器の調子を見ていただきながら、1週間から10日ごとに職員が現場に行きデータを回収し、速報として発信している。

(富士山における適正利用推進協議会)

- ・富士山の適正利用に係る関係者で情報を共有し、必要な事業について協議・連携した施策の推進を図ることにより、富士山における安全かつ快適な利用の推進及び自然環境の保全、良好な風致景観の確保及び形成に寄与することという目的で設置した。
- ・当初は、富士山の標識に関する関係者連絡協議会として平成21年に発足し、その標識に関する役割が一定の成果を達成した後、その会議体を継続しようということで、2年後の平成23年に名称を変更して、今に至っている。
- ・事務局は、環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所と山梨県、静岡県との3者である。構成機関は、国、環境省のほか、文化庁、林野庁、国土交通省、防衛省、両県の観光、土木、警察等関係部局、富士山に関係する8市町村、土地所有者、山小屋関係者、地元山岳連盟、交通機関の富士急行である。
- ・協議内容は、大まかには五合目以上のエリアとその五合目につながる歩道のエリアを対象に、富士山の利用者に提供する情報、標識類のデザイン、安全確保のための登山の適正利用に関する調査、モニタリングに関することである。
- ・平成22年に富士山における標識類総合ガイドラインを策定し、4つのルートそれぞれにルートカラーを設け、同じ色に沿って歩いていけば迷わないよう統一したり、標識を適正に計画的に配置するようしたり、デザイ

ンを統一したり、多言語化に取り組んできた。

- 平成 22 年には、富士山登山者の傾向を把握するためにアンケートも実施した。アンケートから分かった登山者の特性は、登山経験が少ない登山者が多い、大体 6 割は初心者のような状況であった。ゼロ泊 2 日のいわゆる弾丸登山など体力的にハードな日程の登山者が多い。御来光を見るために夜間登山が多い。同じようなスケジュールが多いので、歩道やトイレがどうしても混雑してしまう。十分な装備でない外国人登山者が一定の割合で存在する。週末やお盆を中心に利用者が集中して、普通だったら天気が悪かったらやめようと判断することもあるが、富士山の場合はこの日に行くと決めたら天気が悪くても来る。平日の利用者は週末の約半分である。登山道、山小屋トイレ等で渋滞が発生し、日にちと時間帯で利用の集中が見られる。
- 平成 27 年には、世界遺産に登録された後、外国人の利用が増えるだろうということで、外国人の登山者動向も調査した。
- 富士山の安全登山について、広く登山者への普及を図り、安全で快適な富士登山の実現を図ることを目的として、平成 23 年から令和 3 年まで富士山ガイドランスを実施した。登山者の参加割合が高い登山ツアーを企画する旅行会社や事前情報の入手源となっているガイドブックの出版社、ホームページの運営者を対象に、首都圏で開催した。
- 普及啓発の一環としてビデオも作成し、登山ツアーバスの車内やツアーの事前説明会、あるいは店舗内などで登山者向けに上映している。1 ルート分を大体 15 分程度で作成した。
- 世界遺産登録による登山者の増加に対応し、富士山登山時の注意事項について注意喚起するため、平成 25 年 7 月に富士登山における安全確保のためのガイドラインを策定した。
- 情報発信の一元化ということで、平成 25 年から富士登山オフィシャルサイトを開設し運営している。富士登山に必要なルート、開山期間、装備、天候などの総合情報を発信し、日本語のほかに英語、韓国語、中国語、繁体・簡体字で閲覧可能である。
- 令和 6 年には、富士登山オーバーツーリズム対策パッケージを策定した。特定の登山道での著しい混雑や弾丸登山等を行う者、ルール・マナー違反を行う者が見られるなど、オーバーツーリズムによる課題も顕在化してきた。このような課題を解決するために、令和 6 年から令和 11 年までの富士登山のオーバーツーリズム対策の全体像を示して、本協議会で構成機関が一体となって対策を推進していくということで、パッケージを取りまとめた。

(富士登山オーバーツーリズム対策パッケージ)

- ・ オーバーツーリズムの課題の1つ目は混雑の偏りによる利用者満足度の低下である。混雑の偏りを解消するために、令和6年には、山梨県条例による取組として、吉田ルートにゲートを設置して時間帯で通行を規制したり、上限人数を設けたりした。また、通行料2,000円の徴収も始まった。静岡県側では、ウェブ事前登録システムの社会実験を実施した。
- ・ 課題2つ目は、危険にもなり得る弾丸登山等を行うことによる周囲への迷惑ということで、その対策として、弾丸登山等を抑制しようと、令和6年、山梨県条例による取組として安全誘導員やガイド等に指導権限を付与し、注意喚起を実施したり、静岡県側ではシャトル乗換駐車場等に係員を配置して、夕方4時以降には宿泊予約のない方への登山自粛の呼びかけを実施した。
- ・ 課題の3つ目として、ルール・マナー違反による周囲への迷惑の抑制ということで、令和6年、静岡県側ではマナー等に関する事前学習を実施した。
- ・ 令和7年シーズンは見直しを行い、1つ目の混雑の偏りの解消では、山梨県、静岡県両県による取組として、4ルート全てで入山の時間帯を制限、そのために必要な原資として4ルート全てで入山料4,000円の徴収などが行われた。
- ・ 2つ目の弾丸登山等の抑制については、山梨県条例では富士登山適正化指導員の能力向上のためのスキルアップ研修を実施したり、静岡県側では安全登山等に係るルール・マナーの事前学習を修了した者に入山証を交付した。
- ・ ルール・マナー違反の抑制についても、山梨側では富士山レンジャーの指導に係る法的権限を明示し、登山指導を強化したり、ルール・マナーに関する動画を活用して普及啓発を実施した。
- ・ 富士山に4つのルートがあるということを知らない方が多いので、視覚的に分かるような図を掲載したり、八合目や山頂に行くとき東京の真冬のような気温であるということを示しながら必要な服装・装備を図示したり、全ルート共通のルールに関するポスターを作成して、空港や道の駅、スポーツ用品店などに配布したり、ルール・マナーの動画を作成して、SNS用の1分版と、静岡県の事前学習用の4分版、完全版として10分版の3種類を作成した。

(国立公園満喫プロジェクト)

- ・ 政府が2016年に取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、2030年までにインバウンドの来訪者数を6,000万人にしようという目標の一環として、国立公園を管理している環境省でもその一端を担っていくということで実施している。

- ・ 日本の国立公園のブランド力を高めて、国内外のお客様を誘客することが目的である。多くの方が既に日本に来ているが、大阪や東京といった都市ばかりではなく、日本の宝である自然が詰まっている国立公園にも来て、上質な体験をしていただくことを目的としている。一番大きな目的としては、地方に人を誘客することで地域経済を活性化し、それが自然の資源の保全に循環していく流れをつくることである。

(富士山麓における国立公園満喫プロジェクト)

- ・ 富士山麓の特徴として、ほかの国立公園に比べて平均して滞在日数が短いこと、消費額が少ないこと、コンテンツ、アクティビティの参加率も低いことが統計として出ている。長期滞在、あるいは富士箱根伊豆国立公園の中での周遊を今後は進めていく。
- ・ 富士山周辺を対象としたプロジェクトであり、富士山本体でのオーバーツーリズムを解決するためにも山麓を活用していく。また、富士山麓の中でも忍野八海などある特定のポイントに人が集中しているところもあるので、そういった方をもっと面的に広げて活用していくことを目指す。
- ・ 令和3年に協議会を立ち上げ、どんなことが必要か、自治体や民間の方も含め協議して、ステップアッププログラムを策定した。
- ・ 令和4年に、具体的にはどんなことをしていくべきか、さらに詳しいロードマップを付与したアクションプランを策定した。
- ・ 令和5年には、山中湖という少し小さなエリアを中心として、ストーリーを作成した。来訪者の増加が環境保護に回るというビジネスモデルを作成した。
- ・ 令和6年は、富士山麓を歩く旅をもっと楽しむストーリーということで、東海自然歩道を中心とした資源をまとめた冊子を作成したり、富士山の五合目以上で先に進んでいた標識ガイドラインを山麓の標識についてもデザインの統一、ルールの一貫を進めた。
- ・ 登山道に注力している理由は、まず国立公園の魅力を体験できる非常に重要な資源であるということと、富士山本体に来訪者が集中しているところから、富士山を登って楽しむのではなく、見て楽しんでいただくために、周りの登山道が活用できるのではないかとということである。海外では1つの場所を拠点に滞在しながら、毎日いろいろなところにハイキングに行くといった楽しみ方も一般的なので、そういった意味で富士山麓にはまだポテンシャルがあるということで、長期滞在化にも寄与できるのではないかと考えている。また、登山道は自然というイメージがあるが、地域の方々が歩いていた道、あるいは信仰で使われた道もたくさんあるので、様々な視点を絡めて活用できる。
- ・ アドベンチャーツーリズムは、自然、文化体験、観光のアクティビティの

うち2つ以上の要素で構成される旅行形態である。富士山麓には既に多くの方に来ていただいているので、量を求めている地域ではないという意味で、非常に親和性が高い、国立公園としても親和性が高い旅行形態である。

(インタープリテーション全体計画)

- ・ 登山道活用の取組の1つとして作成している。
- ・ インタープリテーションとは、見えるものから見えないものを伝えるというコミュニケーションの技法である。富士山を見てきれいだと言うだけではなく、そこに見えない噴火の歴史や人々の暮らしを伝えることで、来訪者にとって非常に感情的なつながりをつくる、忘れられない場所になるといった手法である。
- ・ 地域にどんな伝えたい資源があるかを地域で共有して、きちんと言語化することが非常に重要になる。来訪者に接する全ての方、タクシーの運転手や土産屋のスタッフ、レストランの方、あるいは来訪者と話した地元の方だけでなくノンパーソナルなもの、例えばビジターセンターの開設やお土産のポップなどの全てで地域の価値を伝える。
- ・ 今回は、東海遊歩道を中心に取り組んだ。昨年50周年を迎えた日本で第1号の環境省が指定した長距離自然歩道であり、東京都高尾から大阪府箕面市までの総勢1,700キロを通る道である。残念ながら50年間たつて、あまり知られていなかったり、あまり歩かれていない歩道になってしまっているため、地域の方を集めて3回ワークショップを実施した。

(4) 立教大学観光学部 准教授 西川 亮 氏

(観光に関する基本的な考え方)

- ・ 観光という言葉は、他国から訪れた王様を賓客としてもてなすために、我が国にある光景をお見せするのが最良のおもてなしになるといった言葉から来ている。まさに光というのが、その地域の個性とか、国が持っている宝である。そういったものを見せていくことが大事だということから始まっている。
- ・ 人間が憩う時間の中で、観光は特に日常の生活圏を離れた場所で行う営みであり、自分の生活圏にないものを求めているいろいろな国に行きたくするのは自然のことである。ごく日常のありふれた風景が、ほかの地域に住んでいる人からすると、物すごく違うものに見えてくるというのは、ある意味、人間にとっては自然のことということが観光の前提となる理解となる。

(日本の観光史から見る現在の状況)

- ・ 日本が開国した後、外国、特にヨーロッパから技術者や旅行者がたくさん入ってきて、これまで日本にはなかった自然の見方をしてくれた。我々が今、当たり前のように行っている海水浴や、温泉に入っでの療養、スキー、

ゴルフ、あるいはホテルといったものも全てもともとは外国のもので、外国人が日本に入ってきて、彼らがそういう営みをしたところ、日本人もそれがいいと思って、まねし始めて定着したという歴史がある。そう考えると、外国人観光客は日本にはない目を持ってきてくれる。

- その当時から、外国人観光客と日本人観光客について様々なトラブル、懸念、模索があったのも事実である。長崎県雲仙では、ホテルを造るエリアと旅館を造るエリアとを分けて共存を図っていた。
- 1950年ぐらいから2000年まで、日本の観光政策の対象者が一貫して日本人に変わった。日本人の余暇が大事だということで、外国人の誘客はその後ほとんど手をつけなくなった。その背景には様々な理由があるが、例えば1つは、日本の周辺の国、中国や韓国、台湾などの国々は、まだまだ海外に行くほどの経済的な余裕がなかったということが挙げられる。
- 2000年代になって、小泉内閣の時代に状況が変わってくる。1990年代、バブル崩壊後かなり円高の状況で、日本人が外国に行きやすい状況があった。毎年のように海外旅行者が増えている状況であった。一方で、その当時日本は誘客を熱心にやってこなかったのも、日本には外国人がほとんど来ていない状況であった。どうバランス取っていくのかというところから、インバウンドの政策は始まっている。
- 外国の視点が日本に入ってくることは、国際交流や国際関係を深めていくために重要だといった認識が、もともとのインバウンド誘客の特徴である。その後、徐々に状況が変わってきて、どちらかというとなら経済的な部分での重要性が高まっていった状況が見てとれる。
- 国も観光庁を中心に様々な計画をつくったり、安倍首相のときには明日の日本を支える観光ビジョンを策定して、これがある意味、今のベースとして日本の政策が動いている。計画をつくって観光を推進していくという考え方は非常に重要で、これを国が取り入れたということは1つの画期的なポイントである。
- 日本はそもそも1950年から2000年まで日本人しか対象にしてこなかった。結果的に観光産業も日本人観光客相手にやってきたわけなので、日本人にしか慣れていない状況の中で、この10年間で外国人観光客が増えたということは、その受入体制、外国人をどうおもてなしするか、どのように外国人観光客と向き合っていくのかといった準備があまりできていないままに、観光客だけが増えていったという状況が否めない。ただ、消費額を見てみると、実は訪日外国人のインバウンドの消費力はかなり増加傾向にあるが、まだまだ日本人の旅行需要が大きいということも、また事実である。

(オーバーツーリズム問題の本質)

- ・ 強調しなければいけないのは、オーバーツーリズム＝外国人が問題だという単純な構図では必ずしもないということである。日本人であっても問題行動を起こす人もいるし、昨今では、民泊も問題になっている。必ずしも外国人観光客だけがマナーが悪いわけではない。日本人の若者が民泊を借りて、パーティーをして騒がしい音を立てて、周りの住民に迷惑をかけているといった状況もある。
- ・ 日本では、実は 1960 年代に観光公害という言葉をつくっている。観光客を受け入れることによって、何かしらの影響が地域に生まれるといった状況は、ある意味、古典的な問題とも言えるかもしれない。観光が地域に何かしらのダメージを与えることに関しては、昔から様々な取組があった。
- ・ 昨今のオーバーツーリズムの問題は何が違うかということ、自然への影響や文化財への影響だけではなくて、そこに住んでいる住民の生活に影響を与えられてしまうということが、このオーバーツーリズムという言葉が意味する大きな特徴である。それに加えて、観光客がたくさん来ることによって、観光客自身も楽しめないという状況が生まれてしまうというのも、1つの問題である。
- ・ こういった状況があり、世界中でオーバーツーリズムの対応策を調査研究してきたのが、ここ 5、6 年の状況である。
- ・ SNS による情報の拡散、写真映えを目的とした観光需要、円安により日本に来やすいという状況がある。日本人もまた日本国内の旅行をするようになると海外に行きにくくなるので、日本国内を巡る観光客が増えていく。そうすると、観光客が一極に集中することが起きる。インバウンドが拡大していった理由は、国を挙げたプロモーションやビザの発給要件の緩和、あるいは周辺国の経済的な豊かさが増していったなどが挙げられる。日本が持っているコンテンツや資源が世界中の人たちを引きつけるほどの魅力があることは大前提ではあるが、それを踏まえた上で、さらに来やすくなる環境が整ってきたという状況がある。
- ・ オーバーツーリズムがもたらす物理的・空間的な影響は分かりやすく、混雑が増える、ごみ捨てがなされる、渋滞が起きるなどの問題である。地域外の資本の観光客向け産業が入ってきているので、観光客がお金を使っても、地域には全然お金が落ちないという構造にもなり得る。
- ・ 世界的に見てみると、オーバーツーリズム問題にどう対処するかというところを超えて、最近の 1つのキーワードとして、リジェネラティブという言葉がある。都市が再生していくための観光とは一体何だろうかという視点で議論が始まっていて、それをうまく生かそうとする事例が出てきている。

- ・ 局所的に発生するオーバーツーリズム、マナー問題、ごみ問題に対しては、何かしら強い対応をしていかなければ恐らくなかなか変わらない。観光客の行動を変えていくための方法には、ある程度強い対策が求められてしまう。
- ・ もっと本物の体験をしていく。例えば富士山であれば、富士山と文化、自然、様々な価値が富士山だけでもたくさんあるが、その本物の価値を求めてきている観光客がいるのも事実である。そういう人たちに応えられるようなサービスも同時に考えていかなければいけない。
- ・ 将来のまちの在り方を見据えた長期的な視点で観光との付き合い方を考えていくことも大事である。

(5) 山岳医療救助機構 代表 大城 和恵 氏

(富士山衛生センターの現状)

- ・ 富士山衛生センターは1962年に開設された日本一標高の高いところにある医療提供施設である。富士宮市が運営しており、日本、そして国際的にも非常に珍しい自治体直営のモデルである。この仕組みが長年維持され、国内外から来られる登山者の安全を支えてきたことは、静岡県、富士宮市の大きな誇りであって、非常に国としても価値ある取組と考えている。
- ・ 衛生センターは、富士宮ルート八合目の標高3,250メートルにあり、夏季限定で約2か月間運営し、登山者や業務従事者の安全を守っている。富士山には、行政、山小屋、警察、消防、ガイドなど主要なプレーヤーがいるが、医療判断ができるのは衛生センターしかないので、唯一存在している医療拠点である。
- ・ 今年は47日間で299名の患者を診療した。医療需要は毎年安定してある。受診者は男性のほうがやや多く、10代、20代が中心だが、70歳以上の高齢者も一定数いる。
- ・ 内科疾患としては高山病、脱水が圧倒的に多い。高山病と脱水はあまり命には関わらないが、8月のお盆過ぎ、特に天候が悪くなってくると低体温症が増えてくる。低体温症になってしまうと、場合によっては死に至ることがある。外科としては、筋肉疲労したり、火山の山は火山礫が滑りやすいので下山で転びやすいのが特徴である。
- ・ 診察後、87%は自分で歩いて下りる。同行者が一緒にいれば下りることができる人も9%いる。救助隊に依頼するのは4%である。救助隊が直接、山頂で救助してそのまま運ばれる方もいるので、実際には救助隊はもっと御苦労され、活躍されている。
- ・ 24時間にわたって患者は来る。外国人の割合は大体2割で、アジア系の方が多く、次に北米、南米、欧州となっている。

(富士登山者の行動変容)

- 今年は入山規制の影響か、登山者の多くは理解があり非常に協力的で、とてもありがたかった。特に軽装登山者は、ここ何年か減っている印象がある。
- 一部で権利意識が強まった印象もあった。確実に対応が難しい層が逆に目立ってきたという印象はある。安易な救助要請もある。救助体制を観光サービスなどと勘違いしている登山者が一部存在する。
- 診療への協力金は払う人と未払いの人の格差がはっきりした。払わない人は全く払わない。払うことを全く考えてない。外国人で日本円紙幣を持っていない方もいる。
- アジア人は寒さに弱い。一方、欧米人はもともと半袖短パンでハイキングしている文化なので、それで来ても、彼らにとっては普通の感覚である。寒くなったら着るものを持っているので、日本人の感覚として一概に評価することはできない。
- 午後4時に入山して五合目でずっと待って、夜10時過ぎになって登り出す「ニュー弾丸登山」が見られるようになってきた。こういう方々は夜中になると具合が悪くなる。お盆時期になると多い。
- 衛生センターの電話番号が公開されているので、特に夜間や未明に電話がかかってくることもある。厚生労働省の指針により、初診のオンライン診療は禁止されているため、診察には対応出来ない。
- SNSなど閉鎖されたコミュニティで企画イベントがあり、「何月何日、富士山のゼロメートルから上まで行って帰ってくる、それをタイムトライアルでやりましょう」という呼びかけ型登山がある。主催者はいないが、実質的には集団行動を誘発している。呼びかけ型登山は、責任者が全く不明のため、事故時の処理が結局は公的機関に全部集中することになる。
- コンビニ的な利用も多い。夜中に勝手に休憩する人など、診療所としての機能以外のものが結構多くある。無事に下りるために医療以外のケアをしてあげなくてはいけない。
- 富士山には優秀で経験豊富なガイドが多く、体調管理もきちんと行い、衛生センターの運営に非常に理解を示してくれている。調子が悪い方を早めに連れてきてくれる。救助対応に積極的に協力してくれる。一方、新規のガイドで初めて会う方も結構いたが、その方たちが連れてくる方は、結構重症系が多い印象であった。
- 救助隊と山小屋による支援は本当にありがたい。患者搬送、山小屋の方には食事を出していただいたり、救急車の代わりにブルドーザーの提供をしていただいたりしている。私しかいないという中で、現場で助けてくれるのは救助隊や山小屋の方々であり、本当に頭が下がる思いである。

(富士山衛生センターにおける医療の現状と課題)

- 衛生センターでできることは非常に限られている。初期評価、その人がどのくらい悪いのか、軽症か中等症か重症か。重症はすぐに搬送しなくてはいけない。中等症は経過を見て様子によっては搬送する。持病悪化などの初期治療、一時的な応急処置しか対応できない。
- 衛生センターでできないことは、診断のための検査、重症治療、根本的な治療、迅速な搬送などである。判断を間違えて、もし途中で具合が悪くなれば、医療過誤ではないと言われる可能性も出てくるため、非常に難しい。
- 衛生センターに対する誤った期待も多い。都市部と同等の診療水準は備えていない。入山料を払うことで診療を担保されているとの考えは誤解である。基本的に自己の力で下山できない人は支援しているが、医療の要求度が高い人が一部いる。
- クレーム対応についても、医療情報を知っている人が対応したのかどうか非常に問題である。医療安全管理の視点が入っていたか、医学的検証がされたのか、医療事故調査はどうされているのか、法務助言があったのかなどについて、医療的な判断が必要と考える。
- 医療安全管理の仕組みがないこと、医療的判断を行う部門がないこと、医療者が制度的に保護されていないということ、が課題である。
- 衛生センターの位置づけを明確化する必要がある。衛生センターは観光サービスではなく、公的な応急医療拠点である。行政側に医療を分かっている方を置いて、準備から携わっていただくだけでも大きく変わってくる。
- 登山者への正しい周知も必要である。衛生センターでできることは一時的な応急処置だけで、あとは自分の足で責任を持って下りなくてはならない。
- 医療も救助も、富士山の安全と保全を支えるインフラである。日本を代表する富士山で、日本の象徴を味わいたいから富士山に来ている世界の人たちがいるので、世界基準の安全体制を整えていけるとありがたい。

7 提 言

以上の調査結果を踏まえ、当委員会として次のとおり提言する。

富士山という自然の営みに宗教性、芸術性を見出してきた日本人の自然観や文化観が国際的に認められ、平成 25 年 6 月に富士山が世界文化遺産に登録されてから 10 年以上が経過した。

富士登山の安全対策などが大きな課題となっている中、富士山の環境保全及び安全で快適な富士登山の実現を図りつつ、富士山の普遍的価値を後世に引き継ぐことを目的として、令和 7 年 3 月に静岡県富士登山条例が制定され、令和 7 年度から入山する登山者に①富士山の保全、安全登山に係るルール・マナーの事前学習の修了、②入山料（1 人 1 回 4,000 円）の納付、③午後 2 時から翌午前 3 時までの時間帯に入山する場合の山小屋宿泊を必要条件とする登山規制が始まった。

安全で快適な富士登山を実現するとともに、富士山信仰・芸術の源泉である富士山の普遍的価値を継承し、環境の保全を図るためには、現地の実情も踏まえつつ、関係者と連携して様々な課題への対応を図り、富士山の保全と活用に一層取り組んでいかなければならない。

提言 1 富士登山規制の効果検証及び見直しと関係機関との連携

(1) 富士登山規制の効果検証

令和 7 年度から条例による登山規制が開始されたが、安全で快適な富士登山を実現するためには、時間帯別の登山者数や事故発生の状況、地元市町や山小屋関係者、登山ガイド等関係者の意見、登山者のアンケート結果等を踏まえて登山規制による効果検証を適切に行い、必要に応じて見直しを行うべきである。また、入山手続の円滑化を図るため、現地での入山手続に携わった係員等の現場の声を集約し、受付小屋の配置の見直しやインターネット環境整備等についても検討すべきである。

(2) 年間を通じた講習の実施

富士山は古くから神聖な山として人々に敬われ、信仰の対象であるとともに文化の源泉となってきた。我が国にとって欠くことのできない貴重な財産であり、その歴史的価値を改めて認識し、次世代へ確実に受け継いでいくことが重要である。そのためには、富士山を訪れる人に対して、年間を通じ

て、富士山の歴史・文化・価値・魅力等を伝えるとともに、適切なモラルや意識を育む取組が求められる。具体的には、五合目インフォメーションセンター等の拠点を活用し、富士山の歴史・文化の学習、登山の装備や安全対策、ルール・マナーに関する講習の実施について検討すべきである。

(3) 入山料の見直し

本年度は入山料徴収の開始後、初めての登山シーズンであるが、親子連れによる登山が減少したとの声が上がっている。家族での富士登山はかけがえない経験となり、富士山の普遍的な価値の後世への継承につながるため、子どもの入山料について減免対象の拡大を検討すべきである。また、教育目的での登山については広く減免措置の適用又は一律ではない料金体系の導入など、柔軟な制度設計を検討すべきである。あわせて、地域スポーツクラブなどの地域と一体となって活動している団体に対する減免や、富士山への継続的な入山が必要となる活動に対する期間限定パスポート制度の導入、居住国を踏まえた入山料の設定等についても検討していくべきである。

(4) 入山料の使途

入山料の徴収の目的を正しく認識することにより富士山の普遍的価値の継承や環境保全等への理解の深化につながることから、入山料の目的について正しく理解していただくための広報活動を推進すべきである。また、トイレの維持管理や登山道（県道）整備に加え、これら以外の場所についても入山料を活用して整備が行われるよう制度や運用面の改善を検討すべきである。

(5) 開山日の統一に向けた協議

登山者や観光客の利便性向上の観点から、富士山に係る登山規制や事前登録システム等は山梨県側と統一することが望ましい。特に開山日については、山梨県側と本県側の開山日が異なることにより、本県側で「開山前登山」の問題が生じている旨の声が上がっている。開山前登山は安全対策が万全ではなく危険が伴うことから、開山日の統一に向け、山梨県や地元市町等と気候条件等の課題も踏まえた協議を引き続き行い、検討していくべきである。

(6) 山梨県や関係市町との県域を越えた連携

須走口と富士吉田口の下山道の間違いが依然として多く発生しているため、山梨県や関係市町と連携して、案内表示の改善をはじめとするさらなる対策の強化を講じるべきである。また、臨時派出所の設置は遭難事故対応等の観点から有益であるため、関係市町とも連携し、効果的な運営を図るべきである。さらに、環境教育に関する学習素材や火山防災に関する研究成果等についても、山梨県との間で継続的な情報共有と連携を行い、広域的な安全対策と環境保全の強化につなげるべきである。

提言2 ルール・マナーの普及啓発とオーバーツーリズム対策

(1) 事前登録システムへの登録情報を活用した登山道ごとの課題の分析

富士登山事前登録システムへの登録情報を利用して、登山道ごとの登山者の属性について、居住国はもとより、都道府県、年代、性別、登山経験の有無等の分析を行い、各登山道における事故発生状況を踏まえた安全対策や環境保全など課題解決に向けた施策に生かすべきである。

(2) 外国人登山者に対する効果的な周知方法の検討

登山者のうち外国人が一定の割合を占めるため、外国人登山者に対しルール・マナーを効果的に周知できるよう、伝達方法や表現方法を工夫すべきである。あわせて、登山ガイドは富士山の価値や魅力を登山者や観光客に直接伝えるとともに、安全な登山を実現する上で必要不可欠であることから、多言語対応ができるガイド人材の育成を強化すべきである。

(3) 登山者・観光客の分散化

登山者や観光客が同じ時間・場所に集中するオーバーツーリズムは、安全対策や環境保全等の観点からできる限り回避すべきである。そのため、富士登山事前登録システムを活用した開山期間中の混雑予想の公開や、五合目以下や周辺地域において富士山を感じることでできる地域資源の発掘や充実、富士山世界遺産センターへの誘客促進など、時間と空間の両面から登山者や観光客の分散化を図るべきである。

(4) 公共交通機関の利用促進

渋滞対策や環境対策、事故防止の観点から五合目までの移動には公共交通機関の利用が望ましい。そのためには、富士山周辺地域におけるライドシェア導入について検討すべきである。あわせて、登山者が無理のない登山計画を立てることができるよう、シャトルバスの最終便の時刻等公共交通機関の運行状況を広く周知徹底すべきである。

提言3 登山者等の安全確保対策

(1) 軽装登山者に対する指導手法の強化

本県では、登山のアドバイスや周辺観光案内を行うため「富士山ナビゲーター」を配置しているが、軽装登山者に対する指導がより効果的なものとなるよう、登山経験が豊富であったり、登山に関して十分な知識をもつ者を配置すべきである。また、山梨県では「富士山レンジャー」を配置し、入山を拒否する権限を付与しているが、こうした取組を参考としつつ、軽装登山者に対する指導において不測の事態が起きても実効性が担保されるよう、地元市町や関係者と緊密な意見交換を行いながら、富士山ナビゲーターによる指導手法の強化について検討していくべきである。

(2) 山岳遭難救助の有料化の検討

県消防防災ヘリコプターによる山岳遭難救助の有料化については、弾丸登山や軽装登山等危険な登山への抑止力となり得ることから、他県の先行事例を参考にしながら課題を整理した上で山梨県との協議を継続し、関係市町の意見を踏まえて検討すべきである。また、山岳遭難救助は本県では県消防防災ヘリコプターに加え、県警察ヘリコプターや政令市消防ヘリコプターにより対応することもあるため、県独自の受益者負担の仕組みを検討すべきである。

(3) 悪天候時における対応

ア 悪天候時における入山規制及び下山判断の対応等

近年、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、悪天候時の富士登山における事故リスクが増大し、登山者の生命が脅かされる状況にある。例えば、五合目付近では天候が良好であっても、山頂では荒天となる場合もあり、

両地点での気象状況が大きく異なることから、入山前の事前学習や五合目での現地指導において、山頂の気象情報や予測を登山者に確実に提供し、悪天候時の登山の危険性を的確に注意喚起すべきである。また、これらの情報はリーフレットやホームページ等、様々な媒体を通じて平時から広く周知するべきである。さらに、悪天候下の遭難事故は救助活動を著しく困難にするため、登山者の遭難防止の観点から、悪天候時の入山規制について地元市町や関係機関の意見を踏まえて検討すべきである。加えて、天候急変時には下山判断が困難になる場合や山頂付近のトイレが避難所として利用されている現状を踏まえ、山頂での安全確保策を早急に検討すべきである。あわせて、天候が刻々と変化する特徴を踏まえ、登山者が速やかに適切な下山判断を行うための基準を整備すべきである。

イ 悪天候時の通行規制の基準の検討

富士山スカイラインやふじあざみラインは五合目登山口に通じる道路であり、開山期間中は利用者の大部分が富士登山を計画しているものと想定される。そのため、雨量に加えて強風や濃霧等、富士登山の適否に関わる天候等も考慮した通行規制の基準について検討すべきである。また、日頃から、悪天候時には通行規制がかかることを広く周知するとともに、登山者に対し、通行規制の状況を必ず確認するよう周知に努めるべきである。

(4) 自然災害に対する安全確保

開山期間中に自然災害が発生した場合、多くの登山者に対して甚大な被害が発生するおそれがある。特に、山頂直下では落石の危険性が非常に高い場所もあるため、登山者の安全確保に向け、関係者との調整を行った上で、登山道等へのシェルターの設置等避難施設の整備、落石防止対策、石垣等の整備を強化すべきである。また、自然災害発生時に登山者や観光客を迅速かつ適切に誘導することができるよう登山ガイドや富士山ナビゲーター、山小屋関係者等に対し、避難訓練や研修等を通じて富士山の防災対策や避難方法の継続的な周知に努めるべきである。さらに、火山防災に特化した専門職の配置や、産官学連携による火山防災に関する人材の育成等、火山防災を推進する体制を強化し、安全確保に向けた関係機関との連携を推進すべきである。

(5) 富士宮口五合目の新来訪者施設の整備

富士宮口五合目の旧レストハウスに代わる新来訪者施設は、五合目観光の拠点となるとともに登山者や観光客の安全確保の拠点として不可欠な施設であることから、できる限り早急に整備するよう努めるべきである。また、新施設には、富士登山の事前学習も行えるビジターセンターとしての役割をもたせることも検討すべきである。

(6) 富士山における医療体制の充実

富士宮ルート八合目の富士山衛生センターにおける医療・救護は、登山者の安全を支える重要な社会インフラである。そのため、医師が安心して医療を行えるよう、医療関係部局と連携し、医療の安全を確保する体制を整備すべきである。また、医療者の負担や責任が過度に求められないよう、同センターの業務及び役割を登山者が正しく理解するよう周知を図るべきである。

さらに、老朽化する施設の維持修繕等、医療・救護を行う上で必要な施設・設備環境の改善を図るべきである。

提言4 環境保全に対する取組の推進

(1) 環境教育の普及促進

富士山は、五合目以下の休養林や遊歩道も生物多様性に富んだ優れた環境教育の場であることから、市町や団体が実施する環境保全活動に対する支援を行うとともに、環境教育の場の良好な保全や充実に努めるべきである。また、学校教育と連携し、生物多様性について探求する時間を設け、子どもたちが主体的に富士山に興味を持って学ぶよう、「富士山学習」の充実に図り、子どもたちからの環境教育を推進すべきである。あわせて、一般登山者に対しても登山ガイドや旅行業者の協力を得て富士登山に組み合わせた自然観察会を実施したり、事前学習で生物多様性について幅広く学ぶ機会を設けるなど、富士山がもたらす豊かな自然環境に触れる取組を行い、富士山の環境保全に対する理解を促進すべきである。

(2) 登下山道のトイレの維持管理とごみ対策に向けた支援

登下山道に設置されているトイレの多くは、利用者に協力金（寄付金）

の納付をお願いし維持管理されているが、回収率が低く、協力金のみでの維持管理が困難な状況であるため、協力金の回収率向上に向けた取組を推進するとともに、官民連携によるトイレの管理運営の実施等安定したトイレの運営方法について検討すべきである。また、登下山道へのトイレの設置は富士山の環境保全に重要な役割を果たしていることから、関係機関との調整を行い、設置数の増加や設備環境の改善に努めるべきである。あわせて、トイレ利用に対するマナーの啓発やごみの持ち帰りについて効果的な注意喚起の方法を検討する必要がある。

提言5 世界文化遺産としての価値を踏まえた富士山を活用した取組

(1) 富士山の世界文化遺産としての価値の普及啓発

富士山世界遺産センターにおいて、富士山の魅力を体験できるようなデジタル技術を活用した展示施設の充実等、富士山の四季を年間を通じて感じることができる取組を推進し、学校教育と連携した施設見学パッケージの充実、外国人に富士山の魅力を伝える企画等についても検討すべきである。あわせて、五合目においても、登山者や観光客に対して富士山の世界文化遺産としての価値や魅力を伝える取組を充実するべきである。さらに、日頃から様々な機会を通じて、富士山の世界文化遺産としての価値や魅力を県内外・海外に広く情報発信する取組を継続的に推進し、富士山は皆で守っていくべき財産であるとの機運の醸成を図るべきである。

(2) 富士山麓における地域資源の活用

優れた地域資源を有する富士山麓の誘客を促進するため、休養林や森林帯の遊歩道の環境整備を促進し、閉山期間中においてもハイキングや周遊等を楽しめるよう、複数の地域資源を組み合わせたパッケージとして、魅力向上を図るべきである。また、自然、文化体験及びアクティビティを通じて地域の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムなど、登山以外にも富士山の素晴らしさに触れることのできる取組を検討すべきである。

委員会の活動状況

回数等	開催日	調査の概要
第1回	7.5.19	委員協議（調査運営方針、年間スケジュール等）
第2回	7.6.17	委員協議（調査内容の検討等）
第3回	7.7.30	調査事項に関する関係部局からの説明と質疑応答 委員協議（視察先、参考人等）
現地調査 （県内）	7.8.25 ～7.8.26	<ol style="list-style-type: none"> 1 東口本宮富士浅間神社 構成資産の保全・活用状況 2 須走ロインフォメーションセンター ・一般社団法人小山町観光協会事務局 3 須走口五合目 ・小山町商工観光課 ・ガイド組織やまぼうし 4 御殿場市役所 ・御殿場市観光交流課 ・御殿場市教育委員会社会教育課 ・NPO法人富士山ホシガラスの会 ・御殿場ボランティアガイド協会 5 御殿場口新五合目 登山者・観光客の状況調査 6 富士山本宮浅間大社 構成資産の保全・活用状況 7 富士宮市役所 ・富士宮市観光課 ・静岡富士山ガイド協会 ・富士急静岡バス株式会社 ・静岡県タクシー協会富士富士宮支部 8 富士宮口五合目 登山者・観光客の状況調査

<p>現地調査 (県外)</p>	<p>7. 9. 11 ～7. 9. 12</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県富士山科学研究所 富士山の自然環境、環境共生、火山防災に関する研究 2 山梨県立富士山世界遺産センター 富士山の情報発信や保存管理、富士山レンジャーに関する取組 3 富士スバルライン五合目 ・山梨県観光文化・スポーツ部富士山観光振興グループ
<p>第4回</p>	<p>7. 10. 21</p>	<p>参考人招致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士吉田市 富士山課 課長 羽田 正利 氏 ・同市 教育委員会歴史文化課 課長 布施 光敏 氏 ・東富士山荘 米山 千晴 氏 ・砂走館・赤岩八合館 福島 邦彦 氏 ・頂上富士館 宮崎 哲也 氏 <p>調査事項に関する関係部局からの説明と質疑応答 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）</p>
<p>第5回</p>	<p>7. 11. 26</p>	<p>参考人招致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省関東地方環境事務所 富士箱根伊豆国立公園管理事務所 所長 七目木 修一 氏 ・同省関東地方環境事務所 沼津管理官事務所 国立公園保護管理企画官 山崎 貴之 氏 ・同省関東地方環境事務所 富士五湖管理官事務所 国立公園管理官（利用担当）小西 美緒 氏 ・立教大学観光学部 准教授 西川 亮 氏 ・山岳医療救助機構 代表 大城 和恵 氏 <p>委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）</p>
<p>第6回</p>	<p>8. 1. 19</p>	<p>報告書作成に向けた委員間討議</p>

富士山保全・適正活用推進特別委員会委員名簿

職 名	委 員 名	所 属
委員長	良 知 淳 行	自民改革会議
副委員長	勝 俣 昇	自民改革会議
副委員長	四 本 康 久	ふじのくに県民クラブ
委 員	野 田 治 久	自民改革会議
委 員	岩 田 徹 也	自民改革会議
委 員	天 野 一	自民改革会議
委 員	西 原 明 美	自民改革会議
委 員	松 井 優 介	ふじのくに県民クラブ
委 員	川 崎 和 子	ふじのくに県民クラブ
委 員	蓮 池 章 平	公明党静岡県議団
委 員	遠 藤 行 洋	無所属